

第2項 源之進櫓

源之進櫓は、熊本城の東側にある東竹の丸に残る重要文化財建造物のうち最も北にある櫓である。折れ曲がり一重櫓、本瓦葺となる。

創建は慶長期と考えられるが、実証できる記録は見当たらない。昭和55年発刊の修理工事報告書（以下、55年報告書、という）には「源之進櫓に葺かれていた二本の古い軒丸瓦は、長さ一尺七寸程で、不開門に保管されている長さ一尺六寸九分の元禄五年の銘入瓦とよく似ており、同年銘の平瓦も数点源之進櫓に葺かれていたことから、元禄期に源之進櫓はあったと判断できる。鬼瓦の一つには文政二年（一八一九）の銘があるが、数度の修理を受け、安政六年（一八五九）には大修理が施されている。この時の棟札は現在も櫓内に残っている。」とある。さらに、「隅木先蓋瓦の一つには明治十八年（一八八五）の銘があり、本棟鳥食瓦の一つには昭和七年頃と思われる製作者名が見られる。しかし、今回の敗戦による軍関係書類の焼却等により記録が全くなく、修理したこと想像させるだけである。昭和三十三年には文化財保護委員会の直営で解体修理が行われたが、当時の記録が残っておらず、詳細な形式技法による比較はできない。」とされている。この昭和33年の修理では、復原等は行われていないことから、現状変更にかかる記録もない。今回の資料調査では55年報告書に掲載されている写真原板は見付けられなかったが、それ以外の昭和33年修理前の写真（ガラス乾板）が見つかったので一部を以下に掲載する。

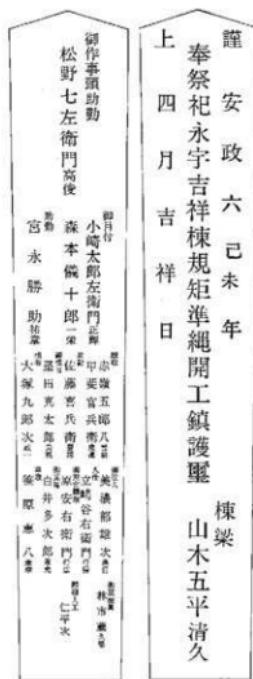


図 6-86 源之進櫓棟札（翻刻）



図 6-87 昭和33年修理前の源之進櫓内部南より



図 6-88 昭和33年修理前の源之進櫓北面

第3項 四間櫓

四間櫓は、源之進櫓の南側にあり、南側には十四間櫓・七間櫓・田子櫓と連なる多門櫓群の一角になる。慶応2年（1866）の棟札があることから、そのときの再建であるとされる。

昭和32～35年度にかけて、十四間櫓とともに解体修理を受けており、この二棟が同時期に現状変更許可申請を提出し、旧状への復原が行われた。昭和58年3月刊行の修理工事報告書（以下、58年報告書、という）には、前回修理の概要と現状変更要旨及び変更前後の略平面並びに写真が掲載されているが、今回の調査で現状変更にかかる写真が確認できたので、現状変更要旨とともに掲載する。

I 昭和33年9月の現状変更に係る写真

要旨一 西側南端間の窓を撤去し、壁に復する。



図 6-89 要旨一 四間櫓
もと壁であったと見られる窓。文化庁所蔵。



図 6-90 要旨一 四間櫓
貫の切り口よりみて後に切断されたと見
られる。文化庁所蔵。



図 6-91 要旨一 四間櫓 西側出入口と窓
文化庁所蔵。



図 6-92 要旨一 四間櫓内部
南端間の窓を撤去する。文化庁所蔵。

要旨二 床構造を旧規に復する。

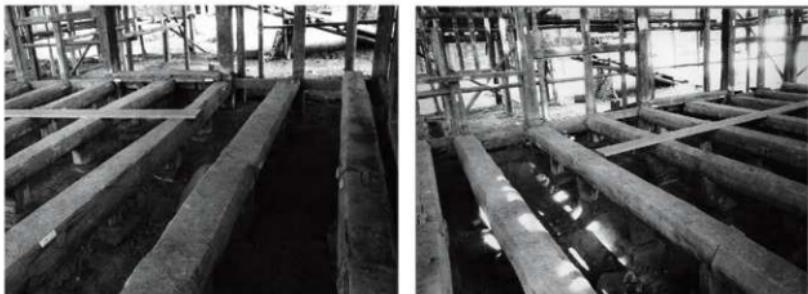


図 6-93 要旨二 四間櫓大引

大曳は半間毎に入れられているが、間柱通りのものは壁面に突きつけとなっている（後に入れられたもの）。
文化庁所蔵。

II 昭和 32 年修理前の四間櫓

今回の資料整理で、修理工事報告書掲載以外の昭和 32 年の修理前と思われる写真が確認できたので資料として掲載する。



図 6-94 四間櫓 昭和 32 年修理前内部西面



図 6-95 四間櫓 昭和 32 年修理前内部西北面



図 6-96 四間櫓 昭和 32 年修理前内部北面



図 6-97 四間櫓 現状平面図

第4項 十四間櫓

十四間櫓は、四間櫓の南に連なる本瓦葺の一重櫓で、北には源之進櫓が連なる。天保15年（1844）の棟札があることから、そのときの再建とされる³⁾。

昭和32～35年度にかけて、四間櫓とともに解体修理を受けており、この二棟が同時期に現状変更許可申請を提出し、旧状への復原が行われた。58年報告書には、前回修理の概要と現状変更要旨及び変更前後の略平面並びに写真が掲載されているが、今回の調査で現状変更にかかる写真が確認できたので、現状変更要旨とともに掲載する。

I 昭和33年9月の現状変更に係る写真

要旨 西面各窓を撤去し壁に復する。



図 6-98 十四間櫓修理前東側（城外側）
文化庁所蔵。



図 6-99 十四間櫓修理前西側（城内側）
文化庁所蔵。



図 6-100 十四間櫓修理前内部
南より北方を見る。文化庁所蔵。

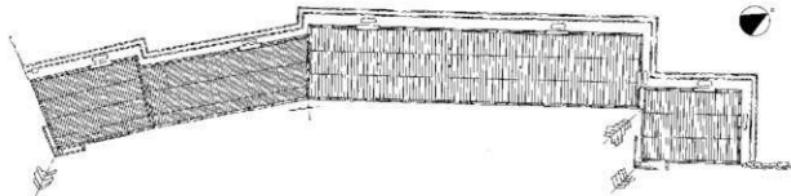


図 6-101 十四間櫓平面図
北に四間櫓、南に七間櫓・田子櫓を列ねる

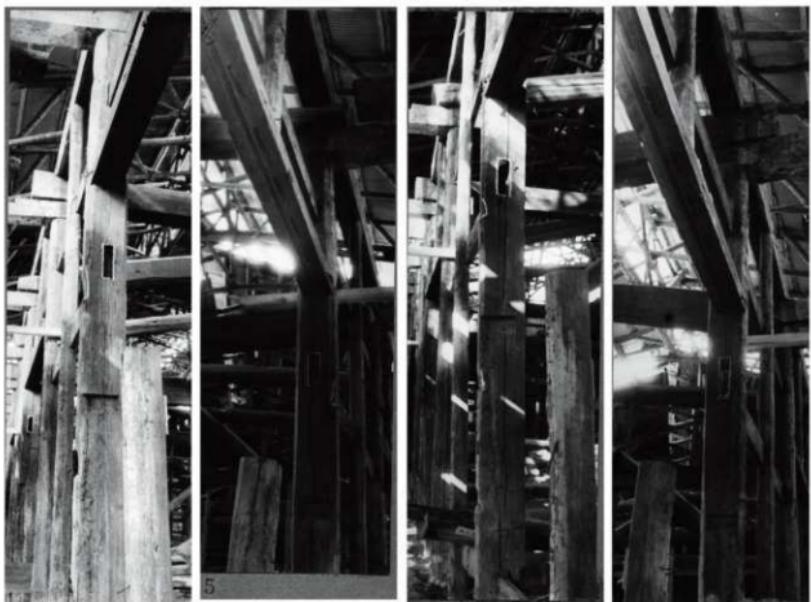


図 6-102 十四間檜 南より「第五」「第七」「第九」「第十三」窓
各間の窓は内法貫切断され、柱外面に卯掛刻みがある。文化庁所蔵。

II 昭和 32 年修理前の十四間檜

今回の資料整理で、58 年報告書掲載以外の昭和 32 年の修理前と思われる写真が確認できたので資料として掲載する。十四間檜の外観は、前掲の現状変更写真と比べると壁が落ちておらず、破損が進行したように見えるが、現状変更の写真をよく見ると、その部分が補修されているように見えることから、幾分前の状態かも知れない。これらの現象は、七間檜や田子檜にも確認でき、修理直前に補修がなされた可能性が指摘できる。



図 6-103 十四間檜 昭和 32 年修理前 北面



図 6-104 十四間檜 昭和 32 年修理前
十四間檜と七間檜の接続部分。図 6-99 に比べて破損が顕著である。

第5項 七間櫓

七間櫓は、十四間櫓の南に続く木瓦葺の一重櫓で、更に南に田子櫓が続く。創建は慶長期と考えられるが、実証できる記録はない。58年報告書には、「柱の墨書きから「安政四年（一八五七）に修理され、軍所有の時に補強改変し、昭和三十三年に解体修理をして復旧した」とある。

昭和32～34年にかけて解体修理を受けており、昭和32年9月に現状変更許可申請を提出し、旧状への復原が行われた。58年報告書には、前回修理の概要と現状変更要旨及び変更前後の略平面並びに写真が掲載されているが、今回の調査で現状変更にかかる写真が確認できたので、現状変更要旨とともに掲載する。

I 昭和32年9月の現状変更に係る写真

要旨一 床構造を旧規に復する。



圖 6-105 要旨一 七間榆西側
文化庁所藏。



図 6-106 要旨一 七間櫓内部
床が後世補強されている。文化庁所蔵。



図6-107 要旨一 確石見下ろし
後世補入の大引位置（柱筋の中間）
のものは確石が小さい。文化庁所蔵。



図 6-108 要旨一 床構造詳細
文化庁所蔵。

要旨二 柱間二間の出入口を南一間を壁とし、戸締装置を整える。



図 6-109 要旨二 西側入口
二間口に拝張されている。
文化庁所蔵。



図 6-110 要旨二 入口両脇柱外面の壁茆掛仕口
南寄り柱は仕口が通っているが、北寄り柱は仕口が半分で止っている。文化庁所蔵。



図 6-111 要旨二 入口現状1
北寄り柱の茆掛仕口。文化庁所蔵。



図 6-112 要旨二 入口現状2
南寄り柱の茆掛仕口。文化庁所蔵。

第6項 田子櫓

田子櫓は熊本城東側ある東竹の丸に残る重要文化財建造物のうち最も南にある櫓で、北には七間櫓・十四間櫓・四間櫓・源之進櫓が続く。一重櫓で、本瓦葺になる。創建は慶長期と考えられるが、実証できる記録はない。58年報告書には、懸魚に墨書きが発見されたことにより、「慶応元年（一八六五）に再建され、昭和二年に屋根替、同三十三年に解体修理で復原・復旧した」とある。

昭和32～34年にかけて解体修理を受けており、昭和32年9月に七間櫓とともに現状変更許可申請を提出し、旧状への復原が行われた。58年報告書には、前回修理の概要と現状変更要旨並びに写真が掲載されているが、今回の調査で現状変更にかかる写真が確認できたので、現状変更要旨とともに掲載する。

I 昭和32年9月の現状変更に係る写真

要旨 東南隅石落に庇を復する。



図 6-113 田子櫓石落外観

その手前は七間櫓と十四間櫓。文化庁所蔵。



図 6-114 田子櫓石落内部

文化庁所蔵。



図 6-115 田子櫓 石落外部構造

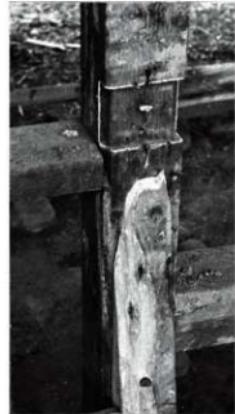
文化庁所蔵。



上記詳細 旧垂木掛



上記詳細 旧隅木仕口



上記詳細 旧垂木掛

図 6-116 石落上部の旧垂木掛及び旧隅木仕口
文化庁所蔵。

[参考資料]



図 6-117 熊本城平櫓の庇付石落
文化庁所蔵。



図 6-118 熊本城宇土櫓附属続櫓庇付石落
文化庁所蔵。

第7項 東十八間櫓

東十八間櫓は、北十八間櫓の南側に続く一重櫓で、本瓦葺になる。西面し、南に向かって入母屋妻を見る。創建年代は明らかではないが、文久元年（1861）の棟札及び仕口墨書並びに壁面墨書が発見されている。昭和60年発刊の『重要文化財熊本城東十八間櫓・北十八間櫓・五間櫓修理工事報告書』（熊本市、以下、60年報告書、という）には、この棟札を「櫓の形式手法からみて大改修ないしは再建時のものと思われる」とある。

昭和35～37年にかけて、北十八間櫓・五間櫓と一緒に解体修理を行った。北十八間櫓と五間櫓は一緒に現状変更許可申請を行い、旧状への復原をおこなっているが、東十八間櫓は現状変更の記録がない⁴⁾。

ここでは、昭和35年からの修理で撮影されたガラス乾板から建設年代の指標となる墨書類を掲載しておく。



図 6-119 東十八間櫓に関する墨書類

第8項 北十八間櫓

北十八間櫓は、東十八間櫓の北側に矩折れに続く一重櫓で、西には五間櫓が連なる。本瓦葺で、北に向かって入母屋妻を見せる。創建は明らかではないが、東十八間櫓が文久元年に再建されていることから60年報告書では、「北十八間櫓、五間櫓も同時期に建て替えられてられたことが考えられる」としている。

昭和36年に、東十八間櫓・五間櫓とともに解体修理を行ったが、北十八間櫓と五間櫓は一緒に現状変更許可申請を行い、旧状への復原をおこなっている。そのときの資料が熊本市と文化庁で確認できた。ここには熊本市に保管されていたものを中心に掲載する。

なお、写真はないが、昭和35年10月に西側出入口建具装置の復旧が追加審議されている。

I 昭和34年10月の現状変更にかかる写真

要旨一 南面西より「第三間」より「第八間」までの各間の窓を撤去し、壁に復する。

要旨二 北面西より「第一、第十間」の各窓を撤去し、壁に復する。

要旨三 西より第四、第七柱筋の間仕切中柱を復する。

要旨四 東より第三柱筋中柱の南寄りに間仕切を復する。



図 6-120 要旨一 北十八間櫓南面全影①

窓全体を撤去し、壁とする。



図 6-121 要旨一 北十八間櫓南側外部東より②

南側柱に残っている坊掛鉄。



図 6-122 要旨一 北十八間櫓南面内部東より③

内法間開渡穴跡。



図 6-123 要旨一 北十八間檜内部南面西より④
内法間にある間渡穴跡。(三箇所ある)



図 6-124 要旨二 北十八間檜北面現状⑤
西より第一、十間の窓を壁とする。



左…いノ一柱西面
張り板とその下に残つていた間渡穴。

図 6-125 要旨二 北十八間檜北側西より第一間⑥



図 6-126 要旨二 北十八間檜 北側西より第十間⑦



右…第三間 中柱が床板下端で切断。小梁下に中
柱柄穴。
左…第六間 中柱柄穴が小梁下端に残存、埋木。

図 6-127 要旨三
北十八間檜 北より第三間および第六間の間仕切⑧



図 6-128 要旨四 北十八間檜東より第二間間仕切⑨

いの十一・十三柱に残る間渡穴。

右…はの十一柱南面
間渡穴・壁貫穴は等間隔。
左…ほの十一柱北面
同右。

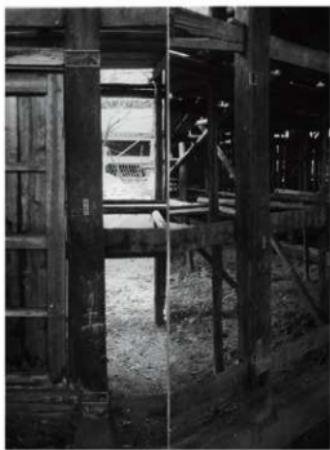


図 6-129
要旨四 北十八間檜ちの十一柱、りの十一柱に
残る一筋敷居・鴨居の痕跡⑩



図 6-130
要旨四 北十八間檜ちの十一柱、りの十一柱一
筋敷居・鴨居痕跡⑪



図 6-131 要旨四 北十八間檜西面第四間出入口⑫
(引違板戸建)



第9項 五間櫓

五間櫓は、北十八間櫓の西側に続く一重櫓で、五間櫓の西には元は六間櫓があり、不開門と繋がっていたが現在は撤去されている。本瓦葺、切妻造である。創建は明らかではないが、北十八間櫓同様、東十八間櫓が文久元年に再建されていることから60年報告書では、「北十八間櫓、五間櫓も同時期に建て替えられてられたことが考えられる」とされている。

昭和36年に、北十八間櫓・東十八間櫓とともに解体修理を行ったが、北十八間櫓と五間櫓は一緒に現状変更許可申請を行い、旧状への復原をおこなっている。そのときの資料が熊本市と文化庁で確認できており、ここでは熊本市の資料を中心に掲載する。

I 昭和34年10月の現状変更にかかる写真

要旨一 西面各間の窓を撤去し壁とする。

要旨二 南面西より「第二間」の窓を撤去し壁に復する。

要旨三 東面南寄りの間の引違戸を片引大戸とする。

要旨四 東より第二柱筋に中柱を復し北寄り間を壁とする。



図 6-132 要旨一 五間櫓外部西面①
窓を撤去し壁にする。



図 6-133 要旨二 五間櫓南面外部②
西より第二間の窓を撤去し壁とする。



図 6-134 要旨二 五間櫓南面柱向かい合わせ面③
五ノ一・二内法間に間渡穴と外側に茆掛割がある。



図 6-135 要旨二 五間櫓南面西より第二間④
五ノ一・二柱外側茆掛割。

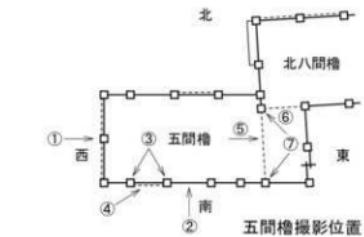


図 6-136 要旨三 五間櫓 内部西より⑤
東より第一間の間仕切。



図 6-137
要旨三 五間櫓引違戸外
文化庁所蔵。



図 6-138 要旨三 五間櫓敷居
現引違戸敷居の内側に旧片
引大戸の一筋溝残存。文化
庁所蔵。



図 6-139 要旨四
五間櫓内部東より第一間間仕切⑥
又一ノ四柱南面に残る間渡穴・
壁貫穴。無目鶴居下端には中
柱の痕跡がある。



図 6-140 要旨四 五間櫓 東より第一間の間仕切⑦
又一ノ四柱南面に残る間渡穴・壁貫穴・無目敷居欠込。
五ノ四柱北面床上端に残る無目敷居の欠込。



図 6-141 要旨四
文化庁所蔵。

第10項 不開門

あかげのもん
不開門は、城の東北、搦手に位置している櫓門で、五間櫓の西南にある。元は五間櫓との間にあった六間櫓で五間櫓と繋がっていたが、現在六間櫓は撤去され、単独棟になっている。本瓦葺、入母屋造になる。その創建は明らかではないが、昭和56年修理時に発刊された『重要文化財熊本城不開門修理工事報告書』(熊本市、以下、不開門報告書、という)には、「現在の建物は、昭和三十二年の解体修理時に棟札や栄の墨書きが発見されて慶応二年に大修理または再建されたことが判った。今回の修理時に元禄や宝永といった年代銘の入った瓦をはじめ、慶応以前と思われる古瓦が多数発見され、加えて江戸時代の絵図には必ず描かれており、門の位置から考えても、不開門は慶長年間の熊本城創建の頃から存在していたとみる方が妥当であろう。」とされている。

昭和31～32年には解体修理が行われた。この修理において、明治以後改変された潜口と道路地盤を旧規に復する現状変更を行っている。そのときの記録も不明門報告書に詳細に記されている。

ここでは、建物の沿革にとって重要な資料である柱墨書きを掲載しておく。



図 6-142 昭和32年竣工時の不明門正面



図 6-143 鎮柱柄にある墨書きとその籠書き（右）

第11項 平櫓

平櫓は、城の北に位置している一重櫓で、本瓦葺、入母屋造。南面し、南に下屋が付くという城郭建築としては、特殊なものである。その沿革は明らかではないが、昭和53年修理時に発刊された『重要文化財熊本城平櫓（屋根葺替、部分修理）修理工事報告書』（熊本市、以下、平櫓報告書、という）には、「平櫓は、清正時代よりあったとされているが定かではない。昭和二十八年の解体修理の際、礎石下より発見された木札より寛永十年（一六三三）に再建されたと思われる。屋根に葺かれた瓦の銘より、元禄前期（一六九〇年代）、正徳五年（一七一五）、天明八年（一七八八）、安政七年（一八六〇）、昭和二年（一九二七）に修理あるいは再建されたようである。昭和二十八年（一九五三）に解体修理が施され、今回の修理に至っている。」とされている。

昭和28～29年に、解体修理を行った。城内に師団司令部があった頃、下屋は既に改造され終戦後は浮浪者等によって羽目板等が剥され荒廃の極に達していたようだが、この修理において旧規に復する現状変更を行っている。このときの写真や説明は、平櫓報告書に記載されている。

熊本市には、昭和28年修理時の写真が保存されているが、平櫓報告書には掲載されていないので、ここにそのうちのいくつかを掲載しておく。

I 昭和28年の修理工事関連写真

他の櫓の写真とともにファイルに綴じられていたもので、キャビネ版の写真を台紙に貼っている。写真は、昭和28年修理時撮影の控えと思われ、台紙に貼ってあったものを、後にファイル綴じにしたとみられる。



図 6-144 昭和28年修理前の平櫓の写真の複写



図 6-145 修理前の下屋本瓦葺隅部の状況



図 6-146 修理前の主屋本瓦葺隅部の状況



図 6-147 修理前妻の状況



図 6-148 妻解体中の状況



図 6-149 西妻瓦解体中の状況



図 6-150 解体中の状況 1



図 6-151 解体中の状況 2



図 6-152 解体中の状況 3



図 6-153 組立中の素屋根



図 6-154 組み立てられた素屋根



図 6-155 竣工の状態（西より）



図 6-156 竣工の状態（東南より）



図 6-157 竣工の状態（石垣下より）

第12項 監物櫓（新堀櫓）

監物櫓は、新堀櫓ともいわれ、安政7年（1860）の棟札により、幕末の再建であるとされている。

昭和30年代の一連の熊本城重要文化財建造物修理のうち、平櫓に続き手掛けられた建造物である。この時、現状変更は行われておらず、修理工事報告書も発刊されていないが、今回の資料調査で、当時の修理工事報告書の草稿を確認することができた。この草稿では、安政7年は修理であり、再建ではないと認識しており、創建年代は元禄期を遡る、と考えている。また、天保5年（1834）にも柱を取り替えるような規模の大きな修理がなされていることが確認されている。これらの事実から、監物櫓の創建年代は、慎重に見極める必要があるものと思われる。

なお監物櫓は、昭和53年度にも屋根葺替・部分修理が行われており、そのときには『重要文化財熊本城監物櫓・長堀修理工事（屋根葺替、部分修理）報告書』（熊本市、以下53年報告書という）が刊行されている。

I 昭和28・29・30年度重要文化財熊本城監物櫓保存工事実施報告書 [いC 01]

1 解題

この「昭和28・29・30年度重要文化財熊本城監物櫓保存工事実施報告書」は、熊本城保存工事事務所担当者が修理工事に際して書いたいわゆる修理工事報告書の草稿であり、横書きと縦書きの二種類の手書き原稿が残されていた。縦書きの原稿は、横書きの原稿の清書のように思われるが、単に重複した状態ではなく、さらに吟味した内容になっている。この原稿は未定稿ではあるが、当時の担当者自らが書いた記録として貴重であり、解体修理を行ったときの状況を修理担当技術者の意見として後世に残すため、これらを整理し、掲載するものである。なお、できるだけ原文は尊重したが、文意が変わらない程度の推敲及び調整を行った。また、官報告示など本報告書で重複する部分は削愛し、適宜注釈を設けた。

2 目次

第1章 概説

第1節 官報告示

第2節 規模

第3節 構造形式

第4節 創立沿革

第5節 破損状況

第2章（解体実測）調査

第1節 石垣基礎

第2節 軸部構造

第3節 床構造

第4節 間仕切構造

第5節 軒構造

第6節 屋根構造（未完成）

第7節 発見銘文等

第3章 修理工事概要

第1節 工事組織 →工事経過

第2節 工事経過 →修理方針

第3節 工事仕様 →未完成

第4節 現状変更 →記述なし

3 本文

以下本文を掲載する。なおこの部分は、本報告書の章立てからは独立させ、前記目次に則って記載する。

第1章 概説

第1節 官報告示（国宝指定）

(省略)

第2節 規 模

桁 行	柱真々	77 尺 49
梁 間	柱真々	19 尺 60
軒 高	土台下端より広小舞下端まで	11 尺 50
棟 高	土台下端より棟瓦天まで	20 尺 30
軒 出	柱真より広小舞下端角まで	2 尺 80
建 坪		42坪 79

第3節 構造形式

桁行十二間、梁間四間、入母屋造、単層檜、屋根本瓦葺、前面出入口板引戸3ヶ所、東面出入口板引戸1ヶ所、背面格子窓、外方突揚板戸内部障子付4ヶ所、及鉄砲狭間13ヶ所、西面格子窓、外方突揚板戸、内部障子付1ヶ所、西北隅に石落1ヶ所の装置があった。壁は、北面及西面は大壁二重に作り、中に瓦礫を充填し、南面及東面は真壁一重、各面共外廻りは、下見板張墨塗、以上軒先まで垂木角型に白漆喰塗籠、屋根総て目漆喰塗、西端、東端、入母屋妻飾、破風共白漆喰塗籠、六葉素地の儘、棟は熨斗積雁振棟、鬼板飾、内部床板張、壁中塗仕上げ、天井化粧小屋組、総て素木の儘であった。

第4節 創立沿革

熊本城は、応仁・文明の頃、菊池氏の一族出田秀信、はじめて城を今の千葉城に築き、明応年間、飽田、詫摩、山本、玉名四郡の内、560町の領主、鹿子木三河守親員、城郭の狭小なるを以て、更に今のが城に改め築きて、これに移る。その後、天正十五年（1587）佐々木奥成政、次いで天正十六年、加藤清正、肥後半国を領して熊本城に入る。のち慶長五年（1600）関ヶ原の大戦起るや小西行長の居城、宇土城を落とし、その天守を熊本城三の天守に移築したとの説が通説のようであるが、かならずしも確かではない。

慶長六年、清正その城郭の狭小なるを以て、更に新城を茶臼山に築き始め、同十二年完成す。これ即ち現存の熊本城である。慶長十六年、清正歿して、その子忠広嗣ぎて立ち、よく民政に力を尽くしたれども、続かず、寛永九年（1632）、豊前小倉城主細川忠利その後をうけて城に入る。以来、光尚、綱利、宣紀、宗孝、重賢、治年、齋茲、齋樹、齋護、韶邦の十代を経て、現在に及んでいる。其の間、監物櫓は、元禄、天保、安政、慶応年間に維持修理をなし、明治四年（1871）廃藩置県の後、陸軍省の所管するところとなり、明治十年の西南戦争には、数多くの建物を失い、幸いにも、宇土櫓、源之進櫓、四間櫓、十四間櫓、七間櫓、田子櫓、東十八間櫓、北十八間櫓、五間櫓、不開門、平櫓、監物櫓、長垢が難を免れて残っていることは望外と言わねばなるまい。昭和二年（1927）、更に屋根修理の手を加えられている。

第5節 破損状況

1 基礎石垣

土台下石垣は、其の傾斜度は下部に緩く、上部に急に積まれた堅牢なもので、全体としての狂いはほとんどなく、天端石の脱落せる部分が二・三ヶ所認めらるる程度であって、北面の引通し隙は僅か内側に湾曲し、著しい不同沈下は見られなかった。

2 軸部

土台には檼材が用いられ、据付平面は各隅共ほとんど直角を保たれていたが、東寄り北側及び西北隅に著しい不陸を生じ、土台全般に蟻害に侵され、其の為に柱の傾斜を招いていた。

柱は、側廻り柱及び内部柱共杉材を用いられ、室内間仕切は三箇所共欠損しており、その跡には松の筋違柱を補加されていた。側柱には旧廻り番付が附され、その第35号には、天保5年3月のかすかな墨書きが残されていた。この柱は天保の修理の際に、傾斜を修正するため、上柄又は下柄を切り取って部分的に修正を行っている。

床、大引、束、根太、床板共全部欠損し、土台及柱に其の仕口跡を認め得る程度であった。

3 軒

化粧垂木は、粗雑な杉押角が使用され、桁より外部のみを角形に拘えられて、安政修理より更に後補のものであった。軒先の腐朽破損は特に甚だしく、歪曲、垂下しており、軒先木部が露出して、軒漆喰壁の被覆部分は、剥落の部分が多く、特に北側軒先瓦5~6枚は全部落下していた。

4 壁

壁の外廻り上部（下部は下見板張）及軒裏は、雨漏りのため剥落した部分が多く、昭和修理の際に塗り替えられていた。内壁は、中塗仕上げを旧壁の損傷部分のみに塗足され、木舞竹は露出して相当の惨状であった。

5 窓

北側西寄窓に格子及突揚板戸を残された以外は、格子、障子、板戸共全部欠損しており、敷居及鶴居によって、これ等の寸法を知る事が出来た。

6 屋根

屋根瓦は、元禄年間のものが稀にあった以外は、昭和の始めに補足されたもので、その質は誠に粗悪であり且つ規格不揃いで、再用可能なるものは僅少であった。尚葺方も粗雑で全般的にずれが認められ、軒先瓦釘腐蝕のため、巴瓦及丸瓦五六枚通りが殆んど脱落していた。

第2章 調査

第1節 石垣、基礎

熊本城の石垣は、所謂「清正公石垣」と称し、その堅牢にして峻峻である事は我が国の城郭中、他に類を見ない所で、三百余年を経て今尚、石垣自体の弛緩した箇所は僅少である。そしてこの石垣のなす曲線は一見して築城の勤健なるを思はしめ、又其の優美さは比類なく見る人の美威に迫るものがある。

監物檜基礎石垣は、熊本城の北端、京町台地の繋りで、阿蘇外輪山の西部裾野を構成する肥後台地に築かれ、其の積方も城中最も有名なる百間石垣と同じ古調さを持つものである。即ち石積の形式は、矩形成は自然形の儘の表面を、控へに対して直角に割り、その儘の形を積み上げたもので、最下部の礎石は比較的硬質の泥熔岩上に据へられている。築造された平面形は中央に於て約六寸内側に弓状をなし上端石垣の線は西北隅に於て約三寸八分上りに積まれている。隅石は、長方形のものを交互に外側に向って稍上向に積み、法勾配は、下部は緩く、上部に急で、敵の登攀が不可能なよう意図されていることが認められる。

積石の材質は、県内、島崎山、万日山、一体の輝石角閃安山岩で、裏込めは径五寸内外の玉石を使用され、厚五尺内外を堅く搾き締められていた。

建物内部基礎は、玉石搾き固めた土に礎石が据付られ、沈下せるものは殆どなく良好であった。
(石垣写真挿入)⁵⁾

第2節 軸部構造

1 土台

土台は柳材が主材で稀に楠が用いられた創建時のものである。継手は鎌継、新研り仕上げであった。据付平面は石垣上端平面の彎曲とは別に直線に据付られたため、中央に於て土台下端は、石垣の曲線より張り出状を呈していた。

土台全般に亘り甚だしく蟻害に侵され、空洞状態のヶ所も出来ていたので、西北隅で四寸三分、南北隅で二寸の不陸沈下を生じていた。

2 柱

柱は側廻り柱及び内部柱共杉材で、新研り仕上げ(刃跡直線)になり四十四本の内三十一本が後補材、残り十三本が当初材であることが判った。新旧共全柱に亘り廻り番号が附され、その旧柱の三十五号には、天保五年三月の墨書が発見されたが、その上部の長柄及び下部柄入れが完全に施されている点から当時相等根本的の解体修理が行はれた事が推定される。(天保5年墨書き写真)⁶⁾

3 梁

小屋梁は、杉丸太南北に配し、側柱上に肘木、軒桁共折置に架構され、昭和二年屋根替時の取替材である。尚桁行通り小屋組中央敷梁下に杉材の中引梁が東西に架け渡され、安政七年の墨書きにより、昭和修理にもその儘再用されたものである。

第3節 床構造

1 床板及根太

轍災避難者を一時収容したため、床板及根太は全部を焚き盡され、僅かに大引上端に根太痕を見る事が出来、その間隔は真々一尺六寸、巾二寸三分であったことが判り、柱面に残された痕跡により根太の高さ三寸、床板厚七分であったことを知り得た。

2 大引

杉丸太上端措落し、創建時のもの新研仕上げ、東より第一室、第二室は欠如、第三室は側柱毎に、第四室は側柱及間柱毎、南北に土台上端と同高、蟻落に架け渡され上端に根太痕古釘が残されていた。

第4節 間仕切構造

1 壁構造

外廻り西及北面は大壁二重に作られ、壁總厚七寸五分、中に径三寸内外の玉石及瓦の破片が填充されていた。

内廻り南及東面は真壁一重になり壁厚五寸五分。

何れも外壁は、窓雨切り上端迄下見板張墨塗、以上軒先迄白漆喰塗、天保修理以来二三回に亘り、土塗を搔き落し塗替へを施された痕が認められた。

内壁は中塗仕上げで、この部分にも旧来の壁面に鋼筋をつけて塗添へられていた。

2 壁下地

二重壁の外側小舞竹は横継共径一寸内外の丸真竹使用、内側は横継共割小舞竹使用、一重壁は横縦共径

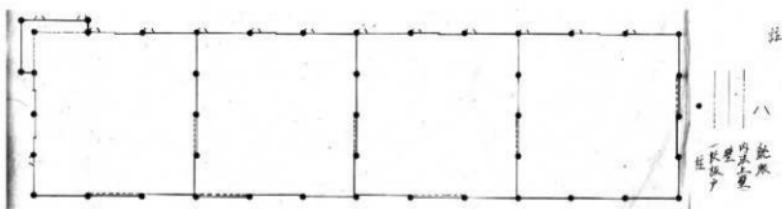


図 6-158 監物櫓平面図

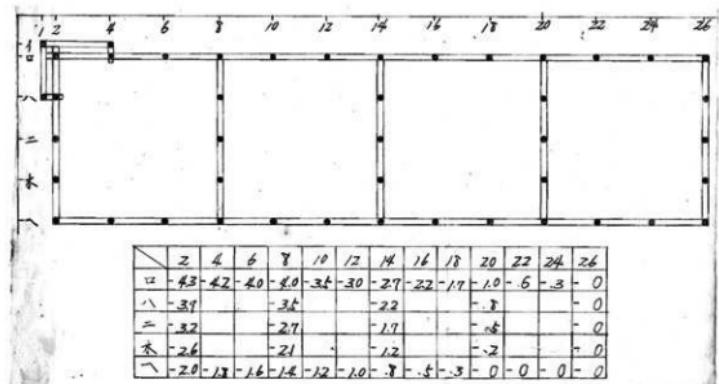


図 6-159 解体番付と土台高調査表

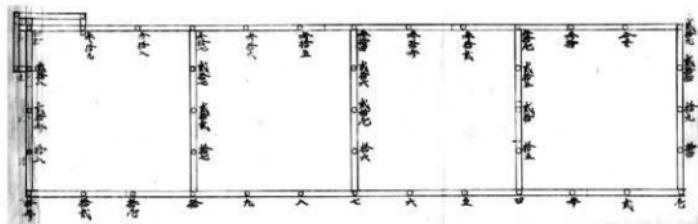


図 6-160 土台伏及び柱符号図

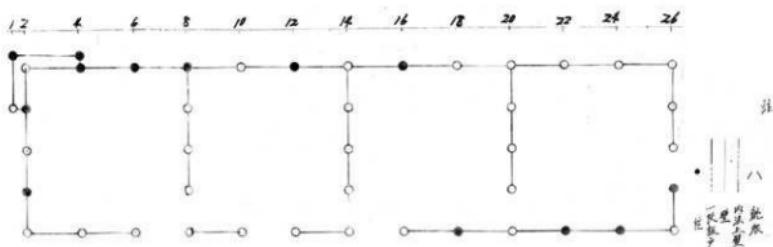


図 6-161 柱新旧図

一寸内外の丸真竹を使用、何れも中藁縄を以て肥後ゑづりに搔き立てられ、六寸内外の垂れ縄を一尺内外千鳥に下げられていた。尚軒裏、樋、出桁、隅木、破風、等には棕櫚繩巻割竹を釘打とされていた。

(写真参照「肥後ゑづり搔き」)

3 塗工程

外廻り壁は、荒壁、裏返し、斑直し、下塗漆喰、中塗下付、中塗、上塗漆喰の順になり、内壁は、荒壁、裏返し、斑直し、斑直し、中塗下付、中塗仕上げの順になっている。

4 壁材料調査

壁材料の配合比を正確に知る為、熊本県工業試験場に試験を依頼した。

砂及粘土混合物中の各々の定量は水篩試験の結果より砂分は100%、200メッシュネ通過と仮定し、粘土分は荒壁の分析結果200メッシュネ通過分45%であったので、これより粘土及び砂の百分率を算出したものである。

表 6-1 配合比率表

試験名	30cm立方の重量 kg	粘土 %	砂 %	石灰及矽灰 %	藁 %	茅筋 %
荒壁	24.288	98.1			1.9	
中塗(内部)	32.488	31.4	67.3		1.3	
中塗(外部)	29.188		58.0	41.6		0.4
上塗	20.924			98.6		1.4

5 下見板張

外部腰廻り四開共雨切上端迄、下見板張墨塗になり、簾子一尺六寸間、上部笠木に短枘差、下部雨押に突付け、大釘打付け、雨押は三寸勾配、何れも杉材を使用され、鉋削り仕上げになり後補のものであった。

6 石落し

西北隅折曲りに一ヶ所、石落しが装置され、土台の高さは、建物土台と同一の高さにおかれ、用材は土台に櫛、其の他は杉、新斫り仕上げ、内部壁は中塗仕上げ、外部下見板張、簾子打、墨塗、底部石落口内法は西側長五尺八寸、巾九寸、北側長七尺四寸、巾九寸になり、蓋を取り設けられた痕跡はない。

7 狹間

北面壁に十三ヶ所、西面一ヶ所、土台上端より約一尺五寸の位置に、矩形の矢狭間及び鉄砲狭間が交互に配置されている。枠、板共用材は杉材になり、内外壁面と同一面に取付けられ、蓋の装置はない。

表 6-2 狹間寸法

型	(尺)			
	内側		外側	
	縦	横	縦	横
矢狭間	1.70	0.85	1.40	0.55
鉄砲狭間	1.35	0.85	1.10	0.55

8 窓

北面東より第二間、第五間、第八間、第一間に、内法高さ三尺三寸、巾五尺八寸五分の木格子七本建の武者窓が装置されている。内側引違障子、外側突掲板戸になり、北より一間窓に格子が残され、他は



図 6-162 肥後ゑづり搔き

枘穴及び敷居鴨居により之等を推定した。

西面第二間及び第三間に、柱を中央に挟んだ、内法、高さ、巾、共、北面窓と同形の木格子八本建の武者窓が装置され、内側障子、外側突板戸の形式は北面窓と同一である。

使用木材は杉で、格子は鉋削り仕上げ、敷居、鴨居は新研り仕上げ、柱に大入れに嵌込まれていた。

第5節 軒構造

以下腕木、出桁、垂木、隅木共藁巻木摺下地に白漆喰塗仕上げである。

1 腕木

腕木はすべて杉材で、新仕上げ、仕口は各柱頭に肘木差とし、天保在銘の柱と同程度の旧材と思われる。

2 出桁

出桁は杉及檜材で、約半数は後補材、仕口継手は台持継で、腕木鼻に架渡してある。

3 垂木

杉材で約7割が旧材、太鼓落し、新仕上げ。他の約3割は昭和二年補修のもので角形製材のものであった。

4 隅木

隅木用材は杉材で後補のもの、仕口は側柱に大枘差しになり、面取りは両端7分で新研りである。

第6節 屋根構造

1 小屋組

小屋梁は安政修理の取替材で、杉丸太使用、側柱毎、南北に配され桁下端に柱枘入渡り腰仕掛けに架け渡されている。

棟木は杉の後補材、継手真鍛継、東西に配され、新研り仕上げ、小屋束も同様杉材使用、小屋梁上端に枘差しと、上部小屋貫二通り、東西に下部貫一通り、南北に差し通しになり、何れも新研り仕上げである。

2 妻飾

破風板は楠材で、下地に塗型なく、白漆喰塗仕上げ、懸魚は東妻に安政七年三月の墨書ある楠材使用、西妻は杉材白漆喰仕上になり、六葉飾のみ木製素地の儘構材を使用永年の風雪に侵されて彫刻の明瞭さを欠き、樽の口とも墨塗りであった。

3 野地

北側屋根は昭和修理によるもので、野地板も極く最近のもので杉材の鋸引によるものであった。土居葺の扮板も最近の機械扮のもので、長8寸で葺方も粗雑で、葺足2寸自至2寸5分位に葺かれていた。

但し南側屋根の東寄りの一部には旧規の土居葺が残っていて、柿板の長1尺、葺足1寸に全部竹釘使用丁寧に葺かれていた。

4 瓦葺（古瓦の刻印の写真）⁷⁾

使用瓦には、元禄在銘のもの約20枚及同程度の無銘瓦約150枚で、他は昭和二年のものであった。古瓦には總て県下の土山瓦の刻印が捺されている。

a 工法

瓦葺下地は棟積共すべて粘土を使用され、平瓦及び丸瓦には4枚目毎に、軒唐草瓦、軒巴瓦には各一枚毎に、鳥食瓦、鬼板瓦、雁振瓦共各一枚毎に銅線繋ぎとされていた。

b 使用瓦

イ 鳥食瓦及び鬼板瓦

鳥食瓦5箇、鬼板瓦6箇が用いられ、紋様はすべて九曜で、製作年代・・・

（記述途中で終わっている。瓦の表を揃える、とある）

第7節 発見銘文等⁸⁾

- 1 中引梁墨書
安政七年
- 2 東妻懸魚墨書
右図参照
- 3 側柱墨書
天保七年三月
- 4 瓦鑑書
写真挿入



図 6-163 東妻懸魚墨書

第3章 修理工事概要（横書き分から）

第1節 工事経過

熊本城監物檜は、文化財保護委員会の直営工事として、地元県及び市も協力により、平檜の工事に次いで、先づ昭和 28 年度は、工費金 1,390,000 円を以て、素屋根架設と木材の一部購入をなし、翌、昭和 29 年度に、工費金 2,442,421 円を以て工作小屋、材料保存小屋、労務者休憩所等の仮設物設置から建物解放工事、基礎工事、木工事、壁工事迄を行い、昭和 30 年は工費金 401,252 円を以て屋根目地工事から、雑工事迄のすべてを完成し、総工費 4,233,673 円を要した。

第2節 修理方針

- (イ) 素屋根を設け、建物は精密なる実測調査のうえ一相全部を解体し、基礎石は、コンクリート地形の上据直した。
- (ロ) 構造形式の尊重、在来の資材は極力再用に努めたが、腐朽破損虫害の甚大なるものは止むを得ず良質の新材料をもって取替へ、形式手法は旧来のものに倣って施工した。
- (ハ) 軒部材中、受柱、筋違等の新補強材は取り除いて旧形に復した。
- (二) 新補材の見え掛りには、古材との調和を整へて古色塗を施し、見え隠れには修理の年号を明示した烙印を押した。

第3節 工事仕様

1 仮設物工事

- (イ) 素屋根足代桟橋付一棟、桁行 96 尺、梁間 42 尺、軒高 24 尺 3 寸、棟高 27 尺 5 寸、建坪 112 坪、杉丸太掘建鉄線搦み、屋根切妻造り亜鉛鍍波形鉄板葺。
- (ロ) 工作小屋、桁行 48 尺、梁間 24 尺、軒高 9 尺 6 寸、棟高 14 尺 6 寸、建坪 32 坪、土台、柱、桁、小屋梁、棟木、合掌共杉 3 寸 5 分角、小屋梁、杉 3 寸 5 分、5 寸角使用、屋根切妻造亜鉛鍍引波形鉄板葺、周囲吹抜き。
- (ハ) 材料保存小屋一棟、桁行 42 尺、梁間 30 尺、軒高 9 尺、棟高 15 尺 7 寸 5 分、建坪 35 坪、杉丸太掘建屋根切妻造り、亜鉛鍍引波板鉄板葺。
- (二) 職工休憩所一棟、桁行 30 尺、梁間 18 尺、軒高 9 尺、棟高 13 尺 5 寸、建坪 15 坪、杉丸太掘建、屋根切妻造り、亜鉛鍍引波板鉄板葺。

(ホ) 竹矢來、延長 76 間、杉丸太掘建、布、杉丸太上下共鉄線搦み、丸竹菱形組に釘打付け、出入口一ヶ所戸釣込みとす。

2 基礎工事

建物の西面及北面の外壁基礎は高さ 57 尺の石垣上端に土台据付けてあったが、沈下の程度は僅少であったので、上端石をモルタルを以て密着せしめ、上端の旧曲線保持に努めた。南面及東面の外壁布石基礎及内部柱下基礎は一旦掘起して地盤と撓き固め敷石を以て据直した。

3 木工事

建物各部に亘り精密調査を行い、解体に当たっては、各部材共悉く番号を付け、古材は鄭重に取扱い再用と再用不能なるものを選別整理し、再用材には埋木、矧木、縦木等を施し再用に努めた。

新補足材は古材と同質のものを使用する方針であったが、一部軸材に使用されていた松材が殊に蟻害の甚だしかったに鑑み、補足材には桧及櫛を使い、防腐、防虫のため P E P 浴槽を設け新旧木材共、一昼夜居定を浸潤せしめて使用した。

尚補足新材料には見へ隠れに修理年號を烙印し周囲の色調に調和する様古色を施した。

4 屋根工事

土居葺は楓赤味勝長 1 尺厚 1 寸 5 分 16 枚手割板を以て葺足 1 寸、竹釘打付け隅、入隅箕甲等は適宜撥形に拵へ平葺足に倣い通葺に前同様竹釘打付け棟折は 2 枚重ねに葺立てた。

瓦は總数 8,984 箇の内、約 6 割を補足した。古瓦は一旦取り下し慎重に選別して再用し得るものは落し清掃して使用した。

補足瓦は古瓦の形状を調査して唐草瓦、丸巴瓦の模様は九曜紋中最優秀品に倣い調製した。葺土は直土に蘿苔を混入し水練りのものを使用、瓦割付より敷平を瓦座に合せ唐草瓦は 18 番銅線二重繋ぎ、巴瓦尻部より唐草瓦同様銅線を以て結付け尚 2 寸 5 分角瓦釘を背部より打付け安全を期した。

平瓦は葺足 3 寸 5 分、5 枚目毎に 18 番銅線二重繋ぎ葺土平均 2 寸程度に敷込み葺上げ、丸瓦下地は南蛮漆喰詰めとし、3 枚目毎に 18 番銅線二重に繋ぎ、目地漆喰塗とした。

箕甲は各瓦共 1 枚毎に平瓦同様の銅線繋ぎとし、二の平は更に上方に角釘留めとし、掛瓦は背より瓦釘一本打留めた。

5 壁工事

外部大壁塗、窓雨切上部より軒先迄白漆喰仕上げ、内部真壁塗。

在来手法に基き外廻り西及北面は大壁二重に壁下地組立て、窓雨切手部より軒先迄白漆喰仕上げ、雨切より下端はすべて下見板羽重張鷹子打付けとした。

小舞下地間渡材は径 8 分内外の真竹丸のまま縱横 1 尺 2 寸間に、間渡し穴に差込み取付け、中間は割小舞竹使用、径 1 分 5 厘の小舞繩を使用各々間渡毎に搔く。(記述途中で終わっている)

【工事日誌抄】

仮設物工事

29. 03. 13 素屋根工事始む。

29. 04. 07 工作小屋、休憩所、保存小屋、工事始む。

29. 04. 16 素屋根完了。

29. 05. 04 工作小屋、休憩所、保存小屋、工事完了。

監物檜解体工事

29. 05. 11 屋根瓦取外し始む。

29. 05. 17 屋根瓦取外し完了。

29. 05. 18 小屋組取外し始む。
 29. 05. 29 同工事完了。
 29. 05. 30 軸組取外し始む。
 29. 06. 25 同工事完了。
 29. 07. 30 各部材につき調査完了。

工事別	昭和28年度						昭和29年度						備考
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
1. 仮設物工事													3棟
素屋根							—	—					梁間7間、桁行16.5間
工作小屋							—	—					梁間4間、桁行8間
保存小屋							—	—					梁間2間、桁行5間
休憩所							—	—					梁間2間、桁行3間
2. 解体工事													
屋根解体							—	—					
軸解体							—	—					
調査							—	—					

【工事関係者】

文化財保護委員会

委員長	高橋誠一郎
委 員	矢代 幸雄
"	細川 譲立
"	一万田尚登
"	内田 洋三
事務局長	文部事務官 森田 孝
事務局次長	" 岡田 孝平
建造物課長	文部技官 関野 克
同 補佐	" 服部 勝吉
会課課長	文部事務官 細川 可賀
工事監督	文部技官 澤野 謙
熊本城保存工事事務所	
工事主任	文部 技官 塙 一郎
資金前渡官吏	文部事務官 荒木 信義
現場主任	熊本市嘱託 岩崎久太郎
技術補佐員	林田 敬一
" "	橋本 友恒
" "	河野 峰雄
事務員	水田 正
同	北里 広子

熊本県教育委員会

委員長	福田 怜寿
副委員長	家入みつゑ
教育長	横田 正人
教育次長	永井 一男
社会教育課長	坂田 真男
文化係長	高木 信義
文化係主事	宮部 末男
熊本県	
知事	櫻井 三郎
副知事	水上 長吉
総務部長	瀧谷 保
熊本市	
市長	林田 正治
助役	岡本 亮介
助役	神山 秀雄
経済部長	高群 将司
観光課長	松原 義晴
課員	西村 弥六

II 昭和 28 ~ 30 年度修理写真



図 6-164
監物櫓昭和 28 年修理前北東面



図 6-165
監物櫓昭和 28 年修理前南面



図 6-166
監物櫓昭和 28 年修理前南西面



図 6-167
監物櫓昭和 28 年修理前東面



図 6-168
監物櫓昭和 28 年修理前南面



図 6-169
監物櫓昭和 28 年修理前北東面



図 6-170
監物櫓昭和 28 年修理前北西面

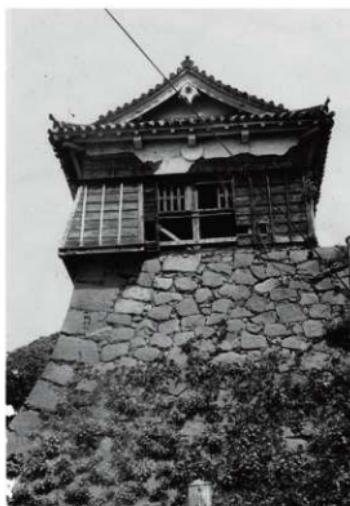


図 6-171 監物櫓昭和 28 年修理前西面



図 6-172 監物櫓修理中壁小舞と南側附木



図 6-173 監物櫓修理前屋根詳細 西ノ妻



図 6-174 監物櫓修理前屋根詳細 西ノ妻



図 6-175 監物櫓修理前屋根詳細 南西隅



図 6-176 監物櫓修理前屋根詳細 北東ノ隅



図 6-177 監物櫓修理前屋根詳細 南西ノ隅



図 6-178 監物櫓修理前屋根詳細 南東ノ隅



図 6-179 監物櫓修理前屋根詳細 南東ノ隅



図 6-180 監物櫓修理前屋根詳細 北西ノ隅



図 6-181 監物櫓修理前屋根詳細 南東ノ隅



図 6-182 監物櫓修理前屋根詳細 北東ノ隅



図 6-183 監物櫓修理前屋根詳細 北西ノ隅



図 6-184 監物櫓修理前屋根詳細 東ノ妻



図 6-185 監物櫓修理前屋根詳細 北東ノ隅



図 6-186 監物櫓修理前屋根詳細 東ノ妻

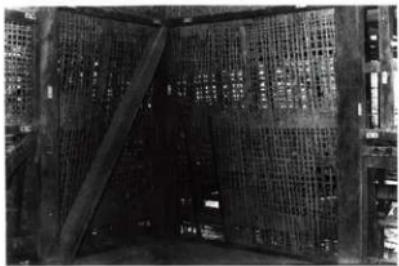


図 6-187 監物檜修理中壁小舞 北西隅石落し



図 6-188 監物檜修理中壁小舞 西南内部隅



図 6-189 監物檜修理中壁小舞 西ノ妻



図 6-190 監物檜修理中壁小舞 東ノ妻



図 6-191 監物檜修理中壁小舞 北側窓



図 6-192 監物檜修理中壁小舞 南東ノ隅柱壁下地



図 6-193 監物櫓修理中壁小舞 北側窓



図 6-194 監物櫓修理中壁小舞 東北内部隅



図 6-195 監物櫓修理中壁小舞 北側二重壁小舞



図 6-196 監物櫓修理中壁小舞 北西内部隅



図 6-197 監物櫓修理中壁小舞 北側二重壁小舞



図 6-198 監物櫓修理中壁小舞 南側一重壁小舞



図 6-199 監物櫓修理中壁小舞 東南内部ノ隅



図 6-200 監物櫓修理中壁小舞 ろ～へ二十ノ間仕切

第13項 長堀

長堀は、全長 242.44 m、134 間におよぶ棧瓦葺の堀で、石製の控柱を立て、堀と貫二段で繋ぐ。南側は高さ約 6 m の石垣があってその南には坪井川が流れ、堀の内側は竹之丸になる。建造物目録には、長堀の創建を「慶長 6~12 年（1601~07）創建【藤公遺業記他】」としているが、明治 24 年（1891）の古写真には、長堀がないことが知られており、現在の堀は明治 24 年以降の再建である。

昭和 28 年 5 月 10 日に西側部分が 82 m にわたって倒壊したため、昭和 29~30 年にかけて未倒壊部も含めた解体修理が行われた。直後の昭和 34 年にも、東端 60 m の解体修理が行われている⁹⁾。

昭和 47 年には、全面にわたる屋根葺替修理が行われたが、直後の昭和 51 年 9 月 12 日、熊本地方を襲った台風 17 号により約 60 m が堀側に傾斜する被害を受けたため、昭和 52 年度に修理工事が実施された。このときは、監物檜（新堀檜）とともに修理工事報告書が刊行されている。

その後も、平成 4 年に台風被害による修理が実施された¹⁰⁾ほか、平成 24 年度には馬具檜の復元工事にともなう石垣修理のため部分的な解体工事が行われている¹¹⁾。

なお、長堀を始めとする堀の控柱に関する施工方法については、長堀の昭和 52 年度修理の際に実施したコンクリートで固める基礎工事について懷疑的な考え方があり、平成の各種堀の復元工事では、コンクリートで固めない工法を取ってきた。これらについては、第 7 章で総括を行ったので、参照されたい。



図 6-201 昭和 47 年屋根修理時の足場



図 6-202 昭和 47 年修理時の棧瓦葺状況



図 6-203 昭和 52 年修理前の控柱埋込状況

53 年報告書より転載



図 6-204 昭和 52 年修理時の控柱基礎の状況

53 年報告書より転載

第3節 その他の歴史的建造物

第1項 西櫓御門の修理

西櫓御門は、昭和30年度に熊本市の直営工事で修理が実施されている¹²⁾。熊本市には、修理工事にかかる一件書類（申請書、決算書、実施設計書、工程表、図面、写真等）が残されている。修理前の実測図や写真もあり、昭和30年度の状況がよくわかるので、ここに「実施設計書」を掲載する。文言はできるだけそのままとしたが、旧字や句読点は改めた。なお、この実施設計書は、今でいうところの計画変更にあたる文書である。

I 「熊本城跡西櫓門修理工事実施設計書」

1 設計変更の理由

西櫓門修理工事は、現姿のまま解体修理を施工予定の処、門扉の保存上、屋根面を延長し、之に伴って小屋組強度の増強を計る為、用材を増した。

経費は、工作小屋竹矢来等を止めて、保存工事用（本工事）工作小屋を使用、尚且つ能う限りの節約をして当初設計額892,000円にて完成する。

2 工事概要

（1）工事の総括

府県別	工事対象	規 模		予算額	工 期	工事内容	備 考
		坪	延 長				
熊本県	熊本城跡西櫓門	3.14	34尺8寸	892,000円	3ヶ月	解体修理工事	

（2）工事施工の内容

本工事は熊本市直営とす。但し、工事進行上の都合により其の一部を、請負を以て施工するを妨げず。

（3）工事物件の概要

名 称 特別史跡 熊本城跡西櫓門修理工事

所在地 熊本市本丸町一番地

所有者 国

管理者 熊本県熊本市

A 特別史跡の指定

土地は昭和8年2月28日史跡指定。昭和30年12月29日特別史跡指定。建物は指定外。

B 構造形式

脇戸付高麗門棟瓦葺。桁行33尺5寸。

C 主要部寸法

区 分	摘 要	寸 法
桁 行	脇柱真々	33尺5寸
梁 間	桁真々	12尺2寸
軒 出	桁真より広小舞外下角迄	3尺6寸
軒 高	柱礎石上端より広小舞外下角迄	15尺6寸8分
棟 高	柱礎石上端より棟瓦上端迄	22尺7寸
建 坪	柱真々（本柱から控柱迄）	3.14坪
軒 坪		21.56坪
屋根坪		22.8坪

(4) 破損状況

親柱は下部腐蝕、前方に傾斜し、屋根は野地其のままの屋根裏天井、雨漏は直ちに軸部材を腐蝕させている状態である。殊に明治10年の役には、往時の備存置する与はず、建物全体を最少限に縮少され、昔日の併は僅かに門柱、脇戸、門扉のみとなり上部冠木には10年役の弾痕により割折されている。

(5) 建立及修理の経過

熊本城西櫓門は、熊本城創建當時櫓門であったのを、後に現在の形式に変えられた事は礎石の調査及明治初年の写真に依り明らかであるが、明治10年役後、門のみの軸部をそのまま上部櫓を取り除かれたものと推定される。

(6) 修理方針及工期

解体修理を施し、後世改変部分のうち略復原可能なるものについては旧規に復する。工期は3ヶ月とする。

3 工事仕様書

(1) 工事事務

A 工事運営の基準

文化財保護法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及同法施工令、文化財保護委員会規則、その他関係法規を参照に工事を運営する。

B 着手準備

イ 工場地域を設定し（工事事務所は従来の熊本城保存工事事務所使用）、備付帳簿その他従業員規則等の整備を行う。

ロ 工事工程とこれに関連する支払計画を作成する。

C 着手

着工後直ちに文化財保護委員会に着工届を提出する。

D 帳簿

現金出納簿、予算差引簿、契約内訳簿、工事工程表、工事日誌、職工出勤簿、材料、受払簿、備品台帳、通信控その他を備へ、詳細且つ正確に記入する。

E 記録作成

イ 調査、各部の仕様調査、痕跡、手法等資料調査、部材調査その他必要な調査を作成する。

ロ 図面、修理前実測図及竣工図はケント紙に製図し墨入仕上げとする（縦2尺2寸5分、横3尺2寸5分、紙辺より枠内線まで1寸5分入りに巾8厘の縦横枠を組む）。

ハ 写真撮影、修理前後及工事中必要な写真を撮影する（キャビネ又は四つ切、やむを得ない場合は手札）
ニ 摺拓本、絵様、彫刻、瓦、金具その他の曲線材の摺拓本には鎬及び断面を記入する（ケント紙1/2大の仮綴とする）。

ホ その他工事中に発見した墨書、符号、その他の参考資料は筆書、模写、その他の方法に依り記録し又是保存する。

F 設計変更

現状変更、仕様の変更又は物価の騰落その他の理由に依り工事費に増減を生じ設計変更の必要を生じた場合は文化財保護委員会に申請し許可を得て実施する。

G 竣工

工事が完了した際は精算書を明細に記し竣工届、実施工程表、実施仕様書、その他の必要書類と共に前記図面、写真（原板及焼付共）、摺拓本、其の他の資料を添付して竣工後2箇月以内に文化財保護委員会に提出するものとする。

(2) 各部仕様

A 総則

この仕様書は工事の概要を示すものであって記載外の事項又は疑問を生じた場合は總て係員の指示に従い施工するものとする。尚実施に当っては更に詳細な実施仕様を定めて施工するものとする。

B 材料検査

一切の材料は凡て係員の検査を受け合格したものを使用する。

C 施工図、現寸図、型板

施工上必要な場合は施工図を描き、又特に矩計、規矩等必要なものは原寸図を引き付け施工するものとする。

D 基準尺度

スチール、テープにより目盛を施した長さ2間以上の檜製間棹を作成し全工事を通じての基準尺度とする。

(3) 解体工事

A 準備

解体前凡て部材に番号札を付し必要な諸調査、実測、写真撮影等を了しておく。

B 解体

準備完了後、順序よく町寧に解体し解体中必要な諸記録を取る（痕跡、転用、古材、各部仕様等）。

C 古材整理

解体した部材は再用、繕い、取替予定等に区分し、同種材毎に整理して保存する。

(4) 木工事

A 木材

使用する補足木材は下記を標準とする。

イ 化粧材・雑作材（櫛・檜・並材）、羽目板（櫛・並材）、扉（檜・並材）、軒廻り（檜・並材）

ロ 品位、何れも乾割れ、抜節、死節、歪曲、腐朽等の欠点なきもの。以下の3種類とする。

①樹齢200年以上の大材より木取りした木理堅緻な真去り赤身材で無節に近いもの。

②同上。上小節程度のもの。

③抜節、死節其他の傷は不可で並材程度のもの。

B 鉄材

使用する鉄材は下記を標準とする。

イ 和釘 鍛鉄製

ロ 洋釘 一般緊結用鉄釘（日本標準規格品）

ハ 補強鉄物 ポールト、鍵、その他 同上

C 古材取替、繕い

古材は将来建物の保存上支障の恐れのない範囲において可及的に再用するのを原則とする。腐朽、破損、風蝕、甚大なもの又は現状変更等の理由により取り替え又は新に補足を要する材は上記の木材を以って充てる。

再用古材腐朽部、不要な仕口、穴等を埋木、矧木、縫木等を以って繕う。

D 構造

構造、手法又縫手、仕口等は在来同様施工するのを原則とするが、耐久上不完全と認められる箇所は、見え隠れに於て添木、鉄物等に依って各部材に適応した補強を講じるものとする。

(5) 屋根工事

A 古瓦

形式、手法又は破損度、耐久性等により再用、非再用に選別する。

B 補足瓦

不足瓦は在来の形式、手法に倣って製作する。含水率2%以下とする。

C 土居葺

イ 杉又は楓赤身勝、長さ1尺、厚さ1寸5分16枚扮ぎ、巾2寸5分以上の手割、柿板を以てて葺足2寸に竹釘打とする。

ロ 瓦棧は杉赤身材を使用し土居葺上より約1尺5寸間に釘打とする。

D 葺土

葺土は使用数箇月前に薦苟適量に混じてねかし、使用前に数回練り返す。

E 瓦留め方

軒先瓦棧瓦共20#銅線にて緊結する。

(6) 雜工事

A 門扉

イ 門扉及金具共補修及新補は在来の形式、手法に倣う。

ロ 補足木材は榆並材を使用する。

B 烙印押

取替又は新補足材は、総て見え隠れに修理年号を刻した烙印を押す。

C 古色塗

取替又は新補足の化粧材には適宜古色を塗り、周囲古材との調和を計って古色塗りを施す。

D 防腐剤塗

使用材には凡てP.C.Pの水溶液を浸透せしむる。

E 跡片付

諸工事完了後仮設物地域内外の残材を搬出し整頓して清掃を行う。

4 熊本城跡西櫓門修理工事工程表

熊本城跡西櫓門修理工事工程表			工期	着手	
				昭和31年3月31日	完了
月 日		12月	1月	2月	3月
施工項目	着手準備		—		
木工事	実測図面				
	解体工事		—		
	木材購入		—		
	下荷へ及搬立		—	—	
	輪組取付			—	
	野地取付			—	
	造作			—	
	機具工事			—	
屋根工事	瓦購入		—	—	
	土居葺		—	—	
	葺 方			—	
	屋根目地			—	
	漆喰工事			—	
	雜工事			—	
	跡片付			—	
	現場内清掃			—	
	残務整理			—	

5 熊本城跡西櫓門修理工事実施設計内訳書

費目	設計額	実施設計額	増減	摘要
熊本城跡西櫓門修理工事費	892,000	892,000		
賃金	126,650	126,650		
諸資材費	640,750	672,450	31,700 増	設計変更の為請負費より流用増
請負費	80,000	48,300	31,700 減	設計変更の為諸資材費へ流用減
事務費	44,600	44,600		

6 特別史跡熊本城跡西櫓門修理工事実施予算書

(省略)



図 6-205 西櫓御門正面（南面）の昭和 30 年修理の修理前（左）と竣工



図 6-206 西櫓御門側面（西面）の昭和 30 年修理の修理前（左）と竣工



図 6-207 西櫓御門背面（北面）の昭和 30 年修理の修理前（左）と竣工

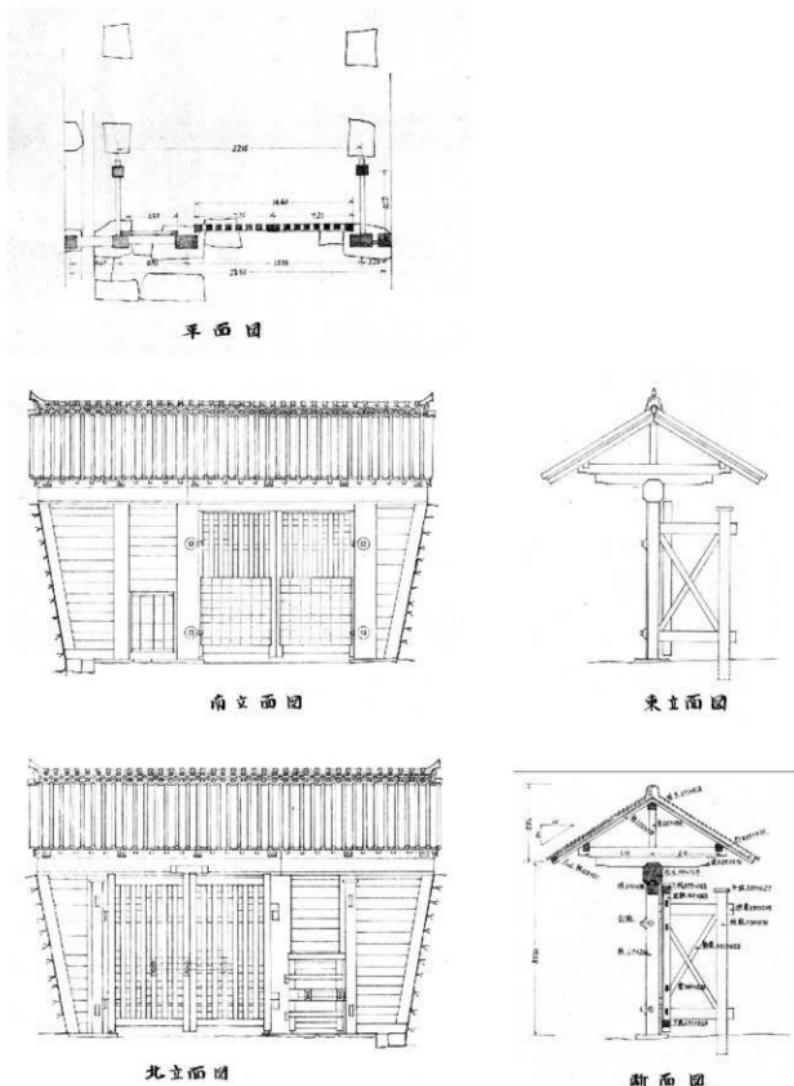
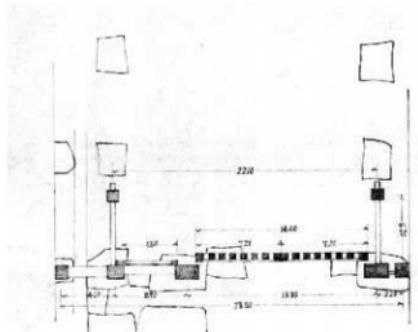
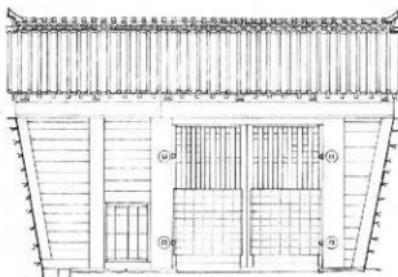


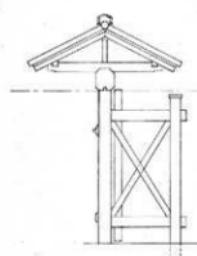
図 6-208 西櫓御門実施設計図
残っている図面はA1版の陰画青焼きで、縮尺は50分の1である。



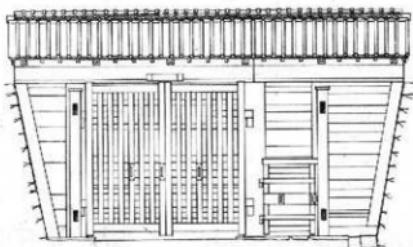
平面図



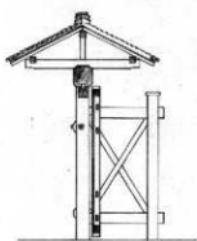
南立面図



東立面図



北立面図



侧面図

図 6-209 西櫓御門実測図

修理前の状況。屋根が小さい。残っている図面はA1版の陰画青焼きで、縮尺は50分の1である。

第2項 権方門

権方門は現在、城域の南方、馬具櫓のある枠形に入ったところにあり、桁行 11.88 m、梁間 3.94 m、一重、切妻造、棟瓦葺の門である。現在は熊本城内への 4 つある入口のひとつ、南の入口として、券売所を兼ねている。

本来の権方門は、現在加藤神社となっている城域の北方、権方役所が設置されていたところにあり、西南戦争でも焼け残った建造物のひとつであると考えられるが、創建など詳しいことはわかっていない。

平成 24 年度に、権方門の残存部材の調査が熊本市の単費事業で行われており、「熊本城権方門調査報告書」(熊本市総合事務所、2012) にまとめられている。その中からその創建と整備工事の履歴を抜粋しておく。

I 史料にみる権方門の履歴

寛延 2 年 (1749)、熊本城内北側の宇土櫓後方 (現在の加藤神社敷地) に権方役所が設置された¹³⁾。明和 6 年「御城内御絵図」によると、往時の役所は三方を石垣で囲まれた敷地の南面を柵で仕切り、その西面の入隅に中門を開けている。

その後、「御城図」によると、役所は新規に敷地西半の一郭を土塀で囲み、その内部に T 字形の入母屋造、柿葺の平屋が建つ。さらに石垣に沿って西方にのびた敷地西端 (現鳥居位置) を切妻造、瓦葺の長屋門で区切り、その北面は北大手櫓門 (現存せず) の石垣に接し、南面は平櫓 (現存せず) に接合している。

この長屋門は北寄りに門部を開け、その北室は一室なので番屋であり、南室はほぼ三室分なので、物置や男部屋であったと思われる。そして壁は正・背面とも土壁の腰部を黒塗の簾子下見板張りで、上部は白漆喰仕上げに見える。この図の長屋門は現権方門に比べると、北室北側約半間分・南室南側約 9 間分をそれぞれ除去して、その部分を両袖垣に置換したと理解すると、そのほかの形式はほぼ符合する。また同図には棟高が「六分五厘」と記載されており、この図が 1/300 の縮尺であるとすれば、0.065 (尺) × 303 (mm / 尺) × 300 = 5,908.5 (mm) となり、現存建築物の礎石天端から棟瓦天端までの高さ 5,689 (mm) と近い数値となり、規模もほぼ符合する。

よって「御城図」の長屋門は、現存権方門の前身建物と言えるであろう。現在ではその建設年代を明らかにできないが、明和 6 年以降からの江戸期とを考えることができる。

II 昭和 32 年度復旧工事

「特別史跡昭和 32 年度熊本城跡〔権方門・西櫓門石垣〕復旧工事費精算書」には、精算書のほかに、第一回設計変更予算書・修理前実測図 6 枚・竣工図 6 枚・修理前写真 2 枚・竣工写真 2 枚が添付されている。精算書の冒頭に記載された工事概要には、「ホ、現況」として、「昭和 29 年 5 月半崩壊、同 30 年 8 月実測解体保管、同 31 年度に木材一部購入、木造りしていたものを、同 32 年度に完成した。」との記載がある。

III 昭和 35 年度移転工事

「昭和 35 年度熊本城跡権方門移転工事」は、請負業務の仕様書と図面 3 枚で構成され、仕様書からは、昭和 32 年度復旧工事の建築位置から現在の建築位置まで約 20 m の曳家移転と、これに伴う基礎工事が行われたことがわかる。

IV 現況との比較

昭和 30 年の実測図によると、権方門は切妻造、棟瓦葺の長屋門形式で、門部の両脇室が各一室であり、真壁の腰部簾子下見板張は正面のみで、各窓は格子戸引き違いで突き上げ戸は付いていない。北室内部は土間で腰羽目を廻している。両袖には北 2 間、南 3 間の簾子附が付き、その下見板張りは長屋門に連続している。

また昭和 29 年の古写真では、北半部の屋根が崩落しており、これにより解体保存に至ったようであり、その原因は、小屋組の腐朽・蟻害によるものであろうか。

この復旧工事は昭和 30 年に解体され、竹の丸西南部の馬具櫓跡石垣沿いの折曲通り東面に移転し、昭和 32 年 7 月から昭和 33 年 3 月までの 9 カ月で完成している。

ほぼ旧状通り復旧されているが、北室内部の腰羽目を取り、土間を低床敷に改め、各窓には突き上げ戸を新設し、西両袖の長さを北塀と南塀を交換している。この南塀を 3 間から 2 間に換えたのは、その南端に長塀があり、3 間を確保できなかったことによるのであろう。それから間もない昭和 35 年には約 20 m 東方の現在地へ曳家したのが現在の櫓方門であるが、南室を入城の受付として使用するために先述の構造形式のように内部を新建材張りとし、表側を受付窓の開口に改変して今日に至っている。



図 6-210 昭和 30 年櫓方門破損状況 西より



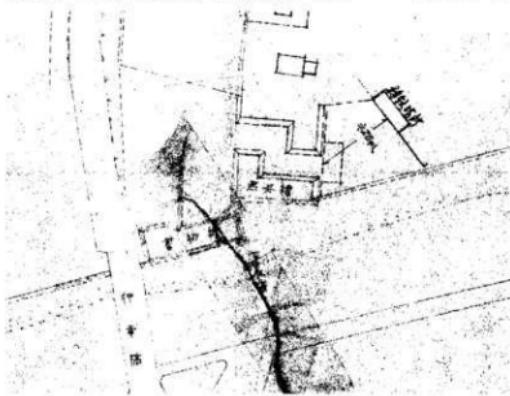
図 6-211 昭和 30 年櫓方門破損状況 南より



図 6-212 昭和 32 年度竹之丸への櫓方門復旧 西より



図 6-213 昭和 32 年度竹之丸への櫓方門復旧 南より

図 6-214 昭和 35 年移転工事配置図
「熊本城実測平面図」(部分)

第3項 細川刑部邸（熊本県指定重要文化財）

細川刑部邸は、細川宗家の分家筋の邸宅で、諸事情により、平成5年にもとの所在地から、現在の熊本城三の丸の地へ移築してきたもので、現在一般に公開されている。移築工事の際に『熊本県指定重要文化財旧細川刑部邸移築工事報告書』（1993、熊本市）が刊行されているので、以下、その報告書から移築の経緯などを抜粋する。

細川刑部家は、熊本城主忠利の弟（六男または七男）興孝を初代とする分家である。興孝は、幼名を天千代と称し、寛永16年（1639）刑部少輔に任命され、正保3年（1646）熊本城内に本邸と二万五千石を拝領し独立した。その後三の丸内の移転はあったが、本邸は幕末まで続いた。しかし、明治3年（1870）、熊本城が明け渡しとなつたため、十一代興増はそれまで子爵に拝領していた「お茶屋」屋敷を本邸とするため改築し、同6年から死去する昭和8年（1933）まで居住した。

その頃の子爵屋敷は、熊本城の北東約2km、城の東を流れる白川の右岸を背に、西面は駆い盛んな子爵商店街に、北は松雲寺院の墓地に面し（その北は国道57号線旧豊後街道）、そして南面は藤崎宮へと通る道幅わずか4m未満の道に囲まれた、およそ4,000m²の広大な地であった。その屋敷地内のおよそ2,000m²を屋敷塀で囲繞し、主屋をはじめ諸建物が散在した。この地は、古絵図によれば、寛文頃にはただの地子であったが、元禄頃からは刑部家の下屋敷と称していた。

昭和11年（1936）には森慈秀氏の所有となり、大修繕がなされた。森家では居住しておられたため、主屋等の管理は行き届いていたが、他の建物は物置と化し、加えて各建物の経年による破損も大きくなつていていた。その後昭和60年（1985）に、主屋と茶室のみが熊本県指定重要文化財の指定を受けた。

しかし、現地での保存修理、そして一般公開は諸般の事情から無理となり、熊本市が主屋・茶室・台所棟・土蔵とこれらを連結する屋敷土塀とその内の庭石木、そして長屋門を買収して、熊本城三の丸に移築復原することとなった。

工事着手に至る経過と事業の経緯は、以下の通りである。

熊本城内はもちろんのこと、市街にもかつての上級家臣の屋敷が存在しない現今、唯一の面影を保っているものとして有識者からは注目され、森家でも日常生活には不自由であっても大切にしてこられた。

また、熊本城の整備は進められ、県内外から多数の観光客が訪れていた。しかし、三の丸には、今時の世界大戦後設立された化血研が、近代的建物で業務を行なつていて、城内の景観にはそぐわない存在であつた。

昭和49年、熊本城整備研究会は、熊本市長に三の丸一帯の整備として「将来取りこわされる武家屋敷を移設し全体を史料公園とする。」とした答申をした。昭和50年、旧刑部邸の所有者である森氏より寄贈と移築復原の申し入れが熊本市に対してなされた。しかし、この実現には化血研と森家、それぞれの交渉の困難さと多額の資金が必要であることが予測され、ただちには具体化せず時は経過した。

森家では、貴重な遺産として日々その管理には努められていたが、経年による破損と、不用と化した台所棟や長屋門の放置による荒廃は年々ひどくなり、主屋は降雨の度に何處かで雨漏りが生じ、台所棟や長屋門は倒壊寸前の危険な状態になった。ついに周囲も保存に力添えをせざるを得なくなり、昭和60年に主屋と茶室は、熊本県の重要文化財に指定され、保存修理が計画された。しかし、現屋敷地への進入口は、市内でも有名な子爵商店街通りの中ほどで、工事車輸の通行は不可能であり、かつた修理後の公開や防災上の点からも不便で、計画は二転三転するばかりで進展せず、熊本市としても難問の一つとなりつつあつた。

平成元年熊本市が建物等を買収し、自治省の「ふるさとづくり特別対策事業」で移築保存の方法をとることに決まり、事は急展開することになった。

事業は、平成2年4月から3箇年計画とし、設計監理業務を財団法人文化財建造物保存技術協会（以下「文建協」という）に委託、文建協では子飼屋敷内に事務所を開設し職員を常駐させた。しかし、森家・化血研ともに明け渡し時期の確認までには至っておらず、また、解体部材・庭石・庭木の搬出方法の解決等難問が多くあった。資材搬出は、正面の子飼商店街の道路幅が狭く、2トントラックが夜間しか通行出来ず、他の方法（予算も考慮して）を見い出すのに各関係機関とも協議を重ねた¹⁴⁾。しかし、どの案も交渉途中から廃案となり、最後に建設省九州事務所白川出張所の宿舎を曳屋し、重車輛を出張所の業務に支障をきたさない休日のみの通行とする、また日常は、南側の一般道路のうち、角地の民家2軒と途中の道幅4m以内の民家石垣を工事中解体撤去し、車輛を通行させることで、それぞれ承認を得た。これらの交渉におよそ1箇年が過ぎた。第1回目の入札は、搬出路の確保と長屋門内の森家の什器等の保管倉庫建設、そして、長屋門の解体・搬出・建設で、工事契約は、翌年1月になってからであった。第2回目（台所の移築と主屋・土蔵の解体搬出）は、平成3年1月に工事を発注し、台所の作業は進めた。しかし、森家の新築住居の建設が諸般の事情から大幅に遅延し、工事は発注したものの明け渡しを得られず、工期内完成は危ぶまれた。第3回目は、平成3年2月に主屋と土蔵の建設を、そして第4回目は最後とし、茶室、屋敷堀等の移築と庭園の復旧と関連設備（電気・水道・防災等）を同3月に発注した。これも化血研の諸建物解体と地下遺構調査等で遅延、加えて平成5年9月から45日間、この跡地で「火の国フェスタくまもと93」を開催、メイン会場となることとなり、その関連事業である周辺整備が始まり、そのための制約も受け、工期を同5年8月まで延期、フェスタ開催前日まで作業をして、一応仮オープンに間に合わせた。そしてフェスタ終了後、細部の手直し工事等をして、平成5年度末で竣工、その後残務をして平成6年3月に完了した。これに要した費用は関連事業や買収費を含め総額約93億円であった。

工事中に諸調査をした結果、もとの子飼屋敷は幕末まで「お茶屋」と称しており、主屋主要部は他から移築された建物であった。移築前の姿は、子飼でまとめられたもので、玄関と表広間は明治26年（1893）の増改築であった。主屋奥の春松閣は明治6年に付け加えられたもので、長屋門は他から現規模のものを明治以前に移築、茶室は明治17年の新築、台所棟は明治3年にほかの建物を転用して子飼で改造したものであった。主屋の主要部は、これも移築改造されたものであるが、その時期を決定出来る資料は発見出来なかった。



図 6-215 移築直後の表書院外観



図 6-216 移築直後の表書院

第6章 注

- 1) このとき刊行された修理工事報告書は、下記に示す参考文献の①から⑥である。なお、これら修理工事報告書の内容については、転載を割愛した。
- 2) このとき刊行された修理工事報告書は、下記に示す参考文献の⑦である。なお、これら修理工事報告書の内容については、転載を割愛した。
- 3) 昭和30年代の修理工事中のものと思われる写真の中に、梁の枠に天保15年の墨書きが書かれている写真があった。どの建造物のものかわからないが、同じ年号の棟札が十四間櫓にはあるので、ここで示しておく。
- 4) 『国宝・重要文化財建造物目録』には、昭和30年代の修理で現状変更が行われたように記されているが、現状変更に関する書類もなく、修理銘板にも記載がない。
- 5) 原稿には、石垣写真挿入とあるが、具体的な写真の指示はないので、その意思のみ残す。
- 6) この墨書きは現在未確認である。昭和54年報告書にも記載はなく、当時の写真も確認できない。
- 7) 前掲注5と同様。具体的な写真はない。
- 8) 発見銘文等について、具体的にわかるのは2の東妻懸魚墨書きのみであり、その他については資料がない。
- 9) 「重要文化財熊本城長嶋復旧工事設計書」には、「(前略)昭和34年4月24日午後5時40分南九州財務局より旧陸軍施設彈薬庫取扱中誤って倒壊せるものである(後略)」と毀損の原因が記されている。
- 10) ちなみに平成27年にも台風により長さ60mにわたり、控柱が折れたり、控貫が破損して、長嶋が傾斜する被害を被った。平成28年度に災害復旧工事により、修理が行われる予定である。
- 11) 第4章第5節第1項に概要を示している。
- 12) この工事は、もともと備前堀埋立復旧工事として申請されたものだが、撤去を予定していた道路の財産に関する交渉が長引き公算が大きくなつたことから、やむを得ず西櫓御門の修理に差し替えられた。
- 13) 「熊本藩史年表稿」より權方門に関する記述を抜粋する。
 - ・寛延2年(1749)城内に權方役所建つ
 - ・宝曆4年(1754)權方会所、建隸出、御吟味方と唱うこととなる
 - ・文政5年(1822)權方裏、御裏普請あり、石垣出来る、6月下旬成就
- 14) ①白川右岸にトロッコを新設②河川を空中架線により対岸へ③ヘリコプターによる搬出④筏による下流での陸揚げ、などの案が検討された。

〔主要参考文献〕

- ①熊本市『重要文化財熊本城平櫓修理工事(屋根葺替、部分修理)報告書』1978
- ②熊本市『重要文化財熊本城監物櫓・長嶋修理工事(屋根葺替、部分修理)報告書』1979
- ③熊本市『重要文化財熊本城源之進櫓修理工事(屋根葺替、部分修理)報告書』1980
- ④熊本市『重要文化財熊本城不開門修理工事報告書』1981
- ⑤熊本市『重要文化財熊本城田子櫓他四棟修理工事(屋根葺替、部分修理)報告書』1983
- ⑥熊本市『重要文化財熊本城五間櫓他二棟修理工事(屋根葺替、部分修理)報告書』1985
- ⑦熊本市『重要文化財熊本城宇土櫓保存修理工事報告書』1990
- ⑧熊本城総合事務所『熊本城櫓方門調査報告書』2012
- ⑨熊本市『熊本県指定重要文化財旧細川刑部邸移築工事報告書』1996
- ⑩文化庁文化財部参事官(建造物担当)『国宝・重要文化財建造物目録』2012



図6-217 天保15年の墨書きのある枠

第7章 総 括

第1節 課 題

第1項 石垣修理に関する課題

第3章に、熊本市が特別史跡熊本城跡の管理団体に指定されたあと行われた石垣修理において、報告書がまとめられていないものについて述べた。

すなわち、午砲台（本丸南側）及び平櫓前石垣、馬具櫓及び数寄屋丸櫓門跡石垣、小天守下「石門」石垣を修理、西出丸石垣を復元、竹の丸五階櫓台石垣を修理、棒庵坂石垣を修理・復元した。これらについては、一部の書類が残っているので、その概要を今回示した。

昭和51年度に二の丸御門跡の通路、53・54年度には不開門坂道が整備され、それぞれ報告書が出されている。なお、昭和57年度の宇土櫓西側石垣修理の報告書は作成していない。

以降、西出丸のうちの奉行丸の発掘調査、石垣解体修理、南大手門の石垣解体修理、西出丸（奉行丸）末申櫓台の石垣解体修理、さらには平成13年度の西大手門石垣保存修理が進められ、報告書がまとめられている。

平成13年度以降にも発掘調査・石垣修理が行われたが、調査報告書は未刊行であった。平成12・13年度に実施された飯田丸五階櫓台ほか石垣解体修理・復元に関する発掘調査報告書は大幅に遅れて、平成25年10月に設けられた熊本城調査研究センターによって平成26年度の刊行となった（『熊本城跡発掘調査報告書Ⅰ 飯田丸の調査』）。平成15年度までに実施された本丸御殿跡の石垣解体・発掘調査の結果も、その成果が本丸御殿大広間などの復元に用いられているにもかかわらず、平成27年度の刊行となった。

以上のように、石垣修理及び発掘調査が行われながら、報告書がまとめられない状態を解消することが課題となっていた。さらに、従来の石垣修理箇所は建造物の復元箇所を主に対象としてきたが、史跡保存の観点からは、史跡全体を視野に入れた上での保存、修理の構想が必要である。

なお、本丸御殿跡の石垣解体調査以降の調査報告書は、平成27年度に別途刊行する。

第2項 建造物復元整備に関する課題

I 建造物復元年代の設定について

これまで熊本城跡全体の復元整備は、平成9年度に策定された熊本城復元整備計画（以下、整備計画という）に基づいて行われてきたが、この整備計画では整備の基本として、歴史的建造物の保存と復元を掲げ、「熊本城は絵地図や古文書をはじめとする史料が豊富に残っており、我が国最高水準と考えられる。この史料を生かして、史実に基づいた歴史的建造物等の復元・復旧、そして保存を行い、歴史遺産としての価値を更に高める。」としている。また、加藤清正が築城した城郭を対象に、復元計画の基本的な考え方として「可能な限り当時と同じ建造物に復元する」として、特に復元年代については言及されておらず、その後各建物を復元する際にはその都度復元年代を検討してきた。それらをまとめると表7-1のようになる。

第I期復元整備事業のうち本丸御殿を除いては、「慶長期に建設された建造物が、大きな変更を受けないまま幕末に至り、それが幕末から明治期初期の古写真に写っている」とし、復元年代を「慶長期と設定し、可能な限り建築当初の工法を再現する」としていた。本丸御殿の際は、慶長15年（1610）に造営され、寛永10～12年（1633～35）にかけて修復された記録があるほかは、本丸修理の際に御殿にも修理が及んだ可能性はあるものの大改修がなされた記録は残されていないことから、復元年代は「慶長期に創建され、寛永期に改修された建物が存続していた幕末期とし、その姿を明和6年の「御城内御絵図」および

障壁画の作者を記した古文書、さらには古写真等の質の高い史料に基づき復元した」としている。しかしここでも、その主要構造は「慶長期」であり、復元においては、慶長期を意識した施工が行われている。

第II期の復元整備事業に至り、馬具櫓では、その建設年代が問題となった。慶長期に存在したと読める絵図(「肥後熊本城略図」慶長17年)も存在するが、寛永11年の絵図(「肥後国熊本城普請廻仕度所絵図」)では、建て直された記述もあり、国の復元検討委員会からは、これまでの復元年代である「慶長期」との齟齬を指摘された。「近世熊本城の完成形は、加藤時代の終わりから細川時代の当初に当てはめが出来、寛永期もその中に含まれる。これまでの復元年代もこの近世熊本城の完成期と捉えており、馬具櫓の復元年代は、これまで慶長期としてきた復元年代と矛盾はない」と説明し、一定の理解を得た。

しかし、平左衛門丸堀の復元にあたり、宇土櫓から御番部屋櫓に至る堀は、明和5年に「籠堀」と称して建て直されたものであり、遺構も江戸中期までしか残存せず、その復元年代はそれまで積み重なった「近世熊本城の完成期」に遡ることが出来ない事実がわかった。そのため、平左衛門丸堀の復元年代をどう考えたら良いのか、見直しが急務となった。

多くの石垣・建物で構成される熊本城は、加藤氏が慶長間に築いた後、細川氏が寛永年間に一部修補し、その後も手が加えられてきた。さらに、明治10年の西南戦争に際しては石垣の一部が撤去され、天守・櫓などを焼失したが、なお、石垣・堀、宇土櫓をはじめとする櫓・門・堀が旧観を伝えている。このため、築城以来加えられた経過を踏まえながら、近世における城郭の典型と評価される歴史的・文化的な価値を保ちつつ活かすよう、歴史により忠実に整備することが必要である。その上で、熊本城での復元は、明治期の古写真にある形状に復する、とするが、その構造は、古写真にある状態の建造物が建築されたときの構造を採用する、と整理したい。さらに、復元根拠は、遺構・遺物・古写真・古絵図・文献史料となるが、構造などが不鮮明な場合は、類似する建造物(熊本城内あるいは近隣もしくは年代の近い類例)を参考にする。

これによって、課題であった馬具櫓の復元年代も、外観は古写真の姿を基に復元し、構造は寛永期の仕様を採用したことで矛盾は解消される。さらに、平左衛門丸堀も、外観は古写真の姿とし、籠堀部分の構造や仕様は、江戸中期の諸資料を集積し吟味して採用すれば、やはり矛盾は生じない。

今後も、復元しようとする建造物の創建年代、その後の経過を吟味し、ふさわしい仕様や構造で復元するよう、学術的調査・研究を充実させ、計画を策定し、事業を実施していくことが重要である。

表7-1 復元年代設定の概要

	数寄屋丸二階御広間	飯田丸五階櫓まで	本丸御殿	馬具櫓	平左衛門丸堀
復元事業完了年	平成元年	平成16年	平成19年	平成26年	平成24年(設計のみ)
建設年代	慶長	慶長	慶長	寛永(慶長)	慶長 明和5年に西側改修
復元根拠	*遺構……◎ *遺物……△ *古写真……× *古絵図……◎	*遺構……◎ *遺物……◎ *古写真……◎ *古絵図……◎	*遺構……◎ *遺物……◎ *古写真……◎ *古絵図……◎	*遺構……◎ *遺物……△ *古写真……◎ *古絵図……◎	*遺構……◎ *遺物……△ *古写真……◎ *古絵図……◎
建物の修理の経緯を示すものからの判断		瓦→修理されても加藤時代を認める	瓦→修理された細川時代に変わる		遺構・絵図・古写真→御番部屋櫓から西は明和5年に建て替え
設定された復元年代	はっきりと明示されはないが、その建立を「加藤氏代」とし、「当時の遺構」にも言及していることから「慶長期」を意識してはいる。	構造など根本的なものは変わらずに明治まで残ったと考え、年代は慶長とする。 *外観-幕末 *構造-慶長	修理で変えられた状態を反映させたので、幕末とする。 *外観-幕末 *構造-慶長	飯田丸五階櫓と同様近世熊本城の完成期を復元整備年代と考え、寛永で整備方針には違わないとの判断。 *外観-古写真の時期 *構造-建設当初	御番部屋櫓西の建て替えられた明和5年とする。 *外観-幕末 *構造-慶長・明和

【凡例】◎:直接的な資料

△:参考程度の資料

×:該当資料なし

II 堀の控柱の構造について

熊本城における堀の控柱の基礎工法は、江戸時代以前はほぼ同じで、石垣の礎石に控柱の柱脚を埋め込んだだけであったと思われる。控柱は、その多くが溶結凝灰岩製でそれほど固い石ではなく、現在も城内のいたるところでその遺構を見ることができる。

昭和 53 年度に修理された長堀の控柱は、石垣の裏込め内にベースになる鉄筋コンクリートの盤を打ち、その中央に控柱の根元をモルタルで固定する、というのもであった（図 7-3）。この工法で作った控柱が大風で折れたため（図 7-4）、これを反省して、奉行丸以降の復元工事では、できるだけ足下を固めずに、当初の工法のように石垣の裏込めの中に埋めることだけで施工してきた。実際、西出丸では、遺構等もなかったことから、この工法で復元を実施した（図 7-5）。平成 27 年の台風 11 号でも、同じように長堀の控柱に折損が及ぶという災害が発生してしまったが、奉行丸その他の堀の控柱には被害がなかった。

しかし、第Ⅱ期復元事業の馬具櫓復元で施工した備前堀東の続堀では、控柱の遺構と思われる柱穴が発見された。そのため、この遺構を保護しながら控柱を立てるために、これまでの方針を見直さざるを得ない状況となり、遺構上にコンクリート基礎を造り、控柱を立てるという工法となった。現状は、観光客から見えない位置にあることから、コンクリートの基礎は地上に露出したままとしている。

馬具櫓に引き続き設計された平左衛門丸の堀でも、続堀と同様に控柱の遺構が存在していたところは、続堀と同じ設計とし、遺構が石垣修理のためなくなってしまったところは本来の工法により設計している。

今後、堀に関する工事（修理・復元）を行う際には、遺構の残存状況などにより、施工方法を選んでいくことになる。

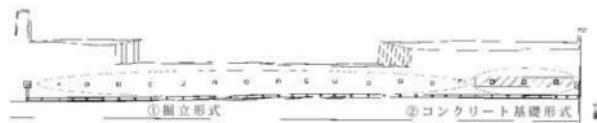


図 7-1 平左衛門丸の籠堀復原整備平面図

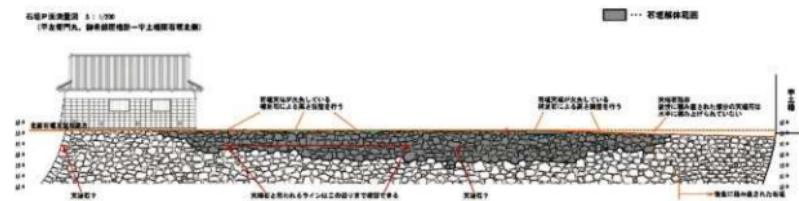


図 7-2 平左衛門丸北面の石垣修理範囲

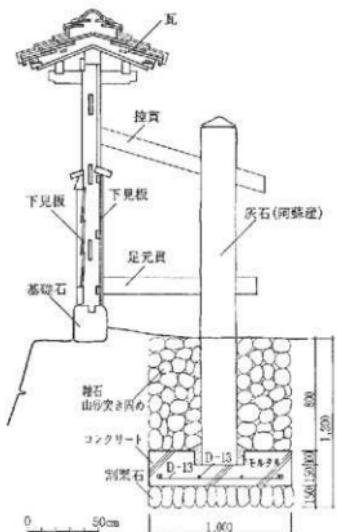


図 7-3 重要文化財長堀の控柱据付図
（『重要文化財熊本城監物櫓・長堀修理工事報告書』、
熊本市、1979年）

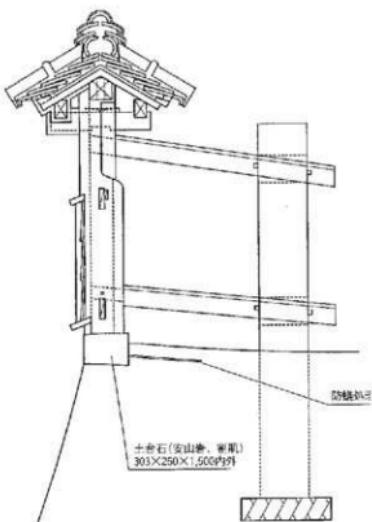


図 7-5 復元した奉行丸堀の控柱据付図
（『特別史跡熊本城跡西出丸一帯復元工事報告書』、
熊本市、2005年）



図 7-4 重要文化財長堀控柱破損状況（平成 22 年 12 月）



図 7-6 馬具櫓及び統堀の控柱（基礎が見えない部分）

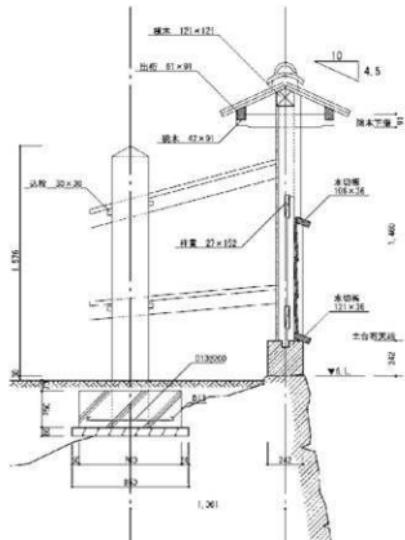


図 7-7 馬貝櫓及び続櫓の控柱据付図(平成 26 年度復元)



図 7-8 馬貝櫓及び続櫓の控柱(基礎が見える部分)

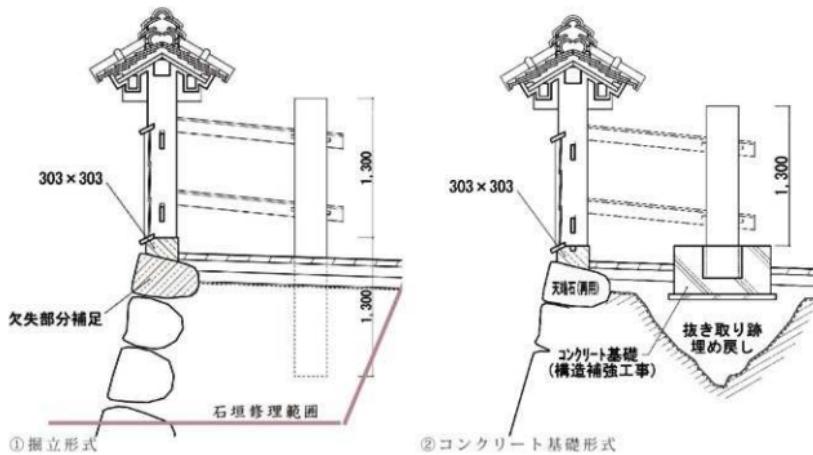


図 7-9 平左衛門丸櫓の控柱据付図(平成 24 年度設計)

III 構造解析の手法について

熊本城では、これまでいくつもの建造物を復元してきたが、その建築構造解析の手法は、年を追って進歩しており、今後は、これまでより以上の精度を持った解析方法を実施していく必要に迫られるものと考えられる。そこで、今回この総括の機会に、これまでの解析方法を整理し、今後の展望を考えたい。

これまでの構造解析方法は、表7-2の通りであった。それぞれの解析方法の特徴とその違いは、表7-3の通りである。

以上を整理すると、これからの方針として、五階櫓などの高層建築は、地震応答解析を用いる時刻歴応答解析で行い、その他は、限界耐力計算法を用いるのが適切と考える。ただ、建物が長く連なるような場合は、地震による位相差などが建物に悪影響を及ぼすことも想定されるので、時刻歴応答解析を取り込むことも視野に入れる必要がある。また、塀については、位相差も気になるが、時刻歴応答解析で解析を行うと、過度な補強をせざるを得ないこともあるので、塀については、許容応力度計算法で充分対応できるものと考える。

またこの考え方には、重要文化財建造物の耐震診断事業にも応用できることを申し添える。

表7-2 熊本城の復元設計における構造計算法の変遷

年 度	復元建物	構造計算法	補強方法	備 考
平成7年 1995				兵庫県南部地震
平成11年 1999				台風18号災害復旧
平成12年 2000	飯田丸五階櫓、西大手門	壁量計算法	壁の追加と補強	
平成15年 2003	本丸御殿（大広間・敷寄丸・台所）	壁量計算法	貫の追加	
平成17年 2005				構造計算書偽装問題
平成20年 2008	馬具櫓	限界耐力計算法	壁の追加と補強	
平成23年 2011				東北地方太平洋沖地震
平成24年 2012	平左衛門丸櫓	時刻歴応答解析	貫の金物補強	

表7-3 熊本城の復元設計における構造計算法の違い

名 称	許容応力度設計法 (保有耐力設計法・終局強度設計法)	壁量計算法 (保有耐力診断法・終局強度診断法)	限界耐力計算法 (限界耐力診断法・終局強度診断法)	時刻歴応答計算法 (時刻歴応答解析法)
建築基準法に基づく地震力（風+雪）に対して、建物の構造部材の耐力計算を行い、各部位がすべて許容応力度以内に納まっているかを検討して構造部材の断面を決定する方法	建築基準法に基づく地震力（風+雪）に対して、各部位がすべて許容応力度以内に納まっているかを検討して構造部材の断面を決定する方法	壁量計算法（保有耐力診断法・終局強度診断法）	限界耐力計算法（限界耐力診断法・終局強度診断法）	時刻歴応答計算法（時刻歴応答解析法）
初期：地震・風・雪+長期 長期：常時船底荷重				
計算方法の概要				
橋に発生する風での検討 X方向・Y方向単独に解析	橋に発生する風での検討 X方向・Y方向単独に解析	橋に発生する風での検討 X方向・Y方向単独に解析	橋に発生する風での検討 X方向・Y方向単独に解析	橋に発生する風での検討 立体で解析
規基準（新築） 規基準（耐震） 規基準（耐震診断）	建築基準法 建築基準法 日本建築防災協会【木造住宅の耐震診断と補強方法】	建築基準法 建築基準法 重要文化財(建造物)耐震診断指針	建築基準法 重要文化財(建造物)耐震診断指針 重要文化財(建造物)耐震診断指針	建築基準法 重要文化財の耐震診断に適用 弘前城天守、名古屋城西南隅櫓 松江城天守、大山城天守 松本城天守、姫路城天守
他の適用事例	一般の新築建物に適用	一般・伝統工法の耐震診断に適用	重要文化財の耐震診断に適用 弘前城天守、名古屋城西南隅櫓 松江城天守、大山城天守 松本城天守、姫路城天守	
熊本城建物 (復元新築)	馬具櫓絶縁(H20)	本丸御殿(H15) 飯田丸五階櫓(H12)	馬具櫓(H20)	平左衛門丸櫓（不安定な立地上の長い構造物で、参考例が少ないので応答性状を把握した）
熊本城建物 (耐震診断)	無し	無し	平櫓（予定）不開門（予定）	平土櫓（予定）

第2節 総括

熊本城跡は、明治はじめに軍用地となって廃城から免れ、第2次世界大戦終了まで陸軍の管理下に置かれ、道路整備などの地形の改変を受けた。西南戦争時には砲台とするため石垣の一部が崩され、天守や本丸御殿などが焼失した。そのような中、大正末期から城郭を保存し櫓を修理するとして熊本城址保存会が保存活動を行い、昭和2年に宇土櫓を修理し、成果を挙げている。その後昭和8年には史跡となり、残っていた建造物も国宝に指定された（昭和25年に重要文化財）。以後、石垣、建造物、その他の整備と分けて総括する。

まず、特別史跡熊本城跡の石垣についてであるが、明治初期の解体撤去や明治22年の金峰山大地震により一部改変されている箇所はあるものの、良好に保存され現在に至っている。昭和40年に熊本市が特別史跡熊本城跡の管理団体に指定され、昭和41年度以降は文化庁及び熊本県の補助を受けながら、石垣保存修理を実施してきた。また、昭和40年代、50年代はじめにかけての二の丸・三の丸では、国・県施設に関しては県教委、その他については市教委による発掘調査が行われたが、石垣保存修理の際には発掘調査は行われていない。昭和57年に文化庁指導による「特別史跡熊本城跡保存管理計画策定報告書」が作成されると、報告書に則った整備が行われるようになり、事前確認発掘調査を行うことも定例化し、その後の数寄屋丸復元整備以降には、石垣整備も含めて発掘調査が行われるようになった。平成9年度に策定した熊本城復元整備計画の中に石垣保存修理（復元）等の保存整備も位置付け、復旧等も行ってきた。石垣保存修理にあたっては、孕みなどの現状を把握した上で、修理範囲を決定し、復元に係る石垣部分に関しては復元建造物の設計と相互に内容を確認しながら修理、整備方針を決定してきた。

次に、史跡内の建造物については、昭和35年に市制70周年及び加藤清正生誕350周年を記念して大天守・小天守が戦後復興のシンボルとして、図と写真を根拠に外観復元された。ほぼ同時期に平左衛門丸櫓（昭和35年）、平御櫓（昭和36年）、馬具櫓（昭和41年）もコンクリートブロック造による外観復元がされた。昭和56年には西南戦争100周年記念とした西大手門、平成元年には市制100周年を記念して数寄屋丸二階御広間が復元された。その後平成9年に熊本城復元整備計画を策定し、短期（第Ⅰ期）復元整備計画として平成19年度の本丸御殿大広間はじめとした6つの建造物、平成26年度には短期（第Ⅱ期）復元整備計画の1つとして馬具櫓及び続櫓を復元整備して現在に至っている。これらの復元整備により、市民をはじめとした来客者が容易に歴史的環境を理解できるようになり、強い関心が寄せられた。同時に、技術者たちの技術継承の場としても大きな役割を果たしてきた。

重要文化財建造物については、昭和28年から国の文化財保護委員会の直轄事業として解体修理等が実施され、修理が完了した建造物から熊本市への管理団体指定（昭和34年と昭和37年）が行われた。その後は、文化庁の補助事業として昭和37～40年にかけて消防設備等の防災施設が整備され、昭和50年代・60年代において宇土櫓の半解体修理をはじめ大規模な保存修理を実施した。近年は平成12年度及び平成16年度に台風災害による復旧を実施してきたが、前回の大規模な保存修理から約30年が経過し、随所に経年による劣化や破損が見受けられることから、耐震診断を含めた現況調査を実施し、必要があれば耐震補強工事を含めた保存修理工事を行う時期に来ている。

その他の整備については、第2次世界大戦が終わり、軍施設としての役割を終えた熊本城跡は、昭和20年に都市計画案が示され、熊本市が公園化のために大蔵省へ提出していた貸付申請が昭和24年に認められた。その後重要文化財建造物の本格改修をはじめ、行幸坂以東の竹の丸地区を除く本丸地区から公園化が進められていった。昭和30年代に入ると、米軍が駐留していた竹の丸、二の丸地区及び古城地区の一部が返還され、竹の丸は大蔵省からの貸付による公園化が決定された。二の丸と古城地区は合同庁舎

と県立第一高校として整備され、昭和 35 年の熊本国体開催に伴う藤崎台球場、熊本城内プールの整備、千葉城地区の N H K などこの時期に官公庁等の公共施設が整備されていった。なお、天守再建を契機として文化財の維持管理及び整備費用に充てるため入城が有料化されたのはこの時期である。昭和 40 年代になると、二の丸、西出丸を都市公園として早急に整備することなどを条件に史跡の管理団体として指定され、昭和 42 年に策定された熊本城公園計画を基に二の丸、西出丸地区が整備された。また昭和 47 年には、大半の土地が国有地であり、官公庁の庁舎建築に何ら規制を加える方途がないとして、熊本市から文化庁へ特別史跡拡大の要望が出された。昭和 50 年代になると、三の丸地区にあった国、県、民間施設の転出が進み、昭和 49 年、昭和 54 年に策定された市長諮問機関による答申に基づいて三の丸広場などの公園整備が進められた。平成に入ると、三の丸地区にあった財团法人化学及血清療法研究所敷地を用地取得し、旧細川刑部邸移築をはじめとした三の丸の史料公園整備が進められた。(一部が未整備のままで平成 23 年に三の丸第 2 駐車場として暫定整備され、現在に至っている)その後は、昭和 57 年度策定の保存管理計画報告書、平成 9 年度策定の熊本城復元整備計画に基づき、復元整備をはじめとした史跡整備を進めている。

このほか、戦後の公園整備において便益施設・管理施設が整備されてきた。昭和 35 年以降に埋設された配管などの埋設物や露出配管も多く、今後は設備機器を含めた既存施設の更新計画を立てどのように実施していくかも課題である。また、歴史を踏まえた全体的な動線計画、今後の旧城域内の施設移転や公有化された土地の整備計画、緑保全とともに遺構、史跡の保全及び景観・眺望も考慮した樹木管理基準、調査研究のさらなる推進と情報発信など、今後の整備計画策定において十分に検討していく必要がある。

建造物の復元整備においては、遺構・資料の確認、復元年代の設定などに課題があり、熊本城の復元年代の設定は、歴史的経過に沿って次のようにしたい。復元は明治期の古写真にある形態に復する。ただし、その構造は、古写真にある状態の建造物が建築されたときの構造を採用する。なお、復元根拠は、遺構、遺物、古写真、古絵図、文献資料となるが、構造などが不鮮明な場合は、類似する建造物（熊本城内あるいは近隣もしくは年代の近い類例）を参考にする。

特別史跡熊本城跡の城郭としての構成は壮大であり、歴史的な発展過程を今日に伝えている。今後は現在の改訂作業を進めている保存活用計画に基づき、史跡を構成する要素の確認と復元整備の対象範囲の検討がさらに求められる。整備を実施する場合は綿密な調査と精緻な方法で、特別史跡に相応しい整備を実施する必要がある。

**特別史跡熊本城跡総括報告書
整備事業編**

2016年3月

発行 熊本市 熊本城調査研究センター

〒860-0007 熊本県中央区古京町1-1

TEL (096) 355-2327

編集 公益財団法人文化財建造物保存技術協会

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里2-32-15

TEL (03) 6458-3611

印刷 株式会社江東錦精社

〒136-0071 東京都江東区亀戸6-34-1

TEL (03) 3685-5911